

速記録

第1回吉野川流域住民の意見を聴く会 (中流域)

日 時 平成18年7月8日(土)
午後 2時 0分 開会
午後 5時15分 閉会
場 所 美馬市美馬福祉センター

〔午後 2時 0分 開会〕

1. 開会

司会

本日は大変お忙しい中、またお足元の悪い中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第1回 吉野川流域住民の意見を聴く会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所副所長の眞鍋と申します。よろしくお願いいたします。

1点、お願いがあります。喫煙についてですが、2階のロビーのみとなっておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これから、ちょっと座ってご説明をさせていただきます。

会議に先立ちまして、配付資料のご確認をお願いいたします。お手元の資料をごらんください。まず、最初に「議事次第」。次に、「 commonsについて」と、その裏に「『住民の意見を聴く会』へのスタンスについて」、その裏に「みなさんへのお願い」ということで3点ほどホッチキスで一緒になっており、裏表両面コピーになっております。次に、「グラウンド・ルール」ということでホッチキスどめの資料があります。続きまして、「意見記入用紙」1枚物があります。それから、「ゆたかな恵みを未来へ」というリーフレットがあります。次に、チラシとして「意見募集のお知らせ」がございます。次に、「吉野川水系整備基本方針」というホッチキスどめがあります。それと、つづりひもでつづっております「吉野川水系河川整備計画【素案】」があります。次に、「『吉野川水系整備計画（素案）』の概要」がホッチキスどめであります。次に、「『吉野川流域住民の意見を聴く会』における匿名による意見表明について」という資料、それに関連しますファクスの資料がございます。

以上の資料を配付しておりますが、不足がございましたら、お近くの係員までお申しつけください。

次に、参加者の皆さんにお願いいたします。本会議の参加に当たっては、後ほどグラウンド・ルールをご説明いたしますので、それに従っていただきますよう、お願いいたします。また、会議の内容は公開とさせていただきますので、発言等に当たっては進行上のお願いを確認の上、マイクを通してご発言ください。マイクは係の者がお持ちいたします。円滑な議事進行のため、ぜひご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

また、本会議は公開で開催されており、速記録につきましては会議終了後、ホームページに公開する予定です。どうか、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず初めに、開会に当たりまして国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷よりごあいさつ申し上げます。

2. あいさつ

河川管理者

皆さん、こんにちは。ただいま紹介していただきました国土交通省四国地方整備局河川調査官の大谷でございます。本日はよろしくお願いいたします。

この会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきます。皆さん、既に御存じのように、吉野川水系の河川整備基本方針という、これは河川法に基づく方針なんです。これが昨年の11月18日に作成されました。しかし、近年の吉野川の状況を見ていただくと、たび重なる大洪水が起こる、それから一方で大濁水が起こるなど、流域にお住まいの皆様方には非常な影響、ご苦労をおかけしておるということになっていると思います。このため四国地方整備局では、今後流域の皆さんの意見が反映された吉野川水系河川整備計画を策定し、必要な河川整備計画を着実に実施していきたいと考えております。

先月の23日には、きょうお配りして、また説明もいたしますが、吉野川水系河川整備計画素案を公表するとともに、今後の意見募集の方法や住民意見を聴く会等の開催予定を公表いたしまして、27日に第1回の学識者の会議を開催したところです。この整備計画の策定に当たりましては、専門的立場の学識経験者の方々、またそれぞれの流域にお住まいの流域住民の皆様方、それと各関係市町村長さんたち、なお意見を聞いて、今、提示してあります素案を修正していく。この過程を繰り返し、繰り返しやっていくことで、よりよい整備計画、皆さんの意見が反映された整備計画をつくっていきたく、このように考えております。

吉野川流域は、皆さんも御存じのように、香川県は少しですけど、四国4県にまたがっております。その流域にお住まいの方も非常に多くの方がお住まいになられておる、それぞれの立場から、皆さんいろんなご意見があると思います。できるだけ多くの方から、それぞれの立場でのご意見をいただいて、直接我々がお聞きするということが、この整備計画をつくる上で非常に大事だというふうな認識のもとに、この会を開催しております。

今回、提示しました河川整備計画素案は、平成16年の洪水とか平成17年の濁水という

ものを踏まえまして作成しております。吉野川の課題を1つでも多く解決すべく、必要な内容を盛り込んでいるつもりではあります。本日は吉野川水系河川整備計画素案に対し、流域にお住まいになられる皆様方それぞれの立場から、河川整備に対する具体的なお意見をお願いしまして、私の開会のあいさつとさせていただきます。

では、よろしくお願いいたします。

3. 議事

1) グラウンド・ルールの説明

司会

ありがとうございました。

それでは、最初の議題であります吉野川流域住民の意見を聴く会のグラウンド・ルールにつきまして、ご説明いたします。配付資料のグラウンド・ルールの資料を少しお開けください。2ページ目の中ほどからご説明いたします。

2.2 「住民の意見を聴く会」の開催概要というところからご説明いたします。(1) 目的。「住民の意見を聴く会」は、国土交通省四国地方整備局が「吉野川水系河川整備計画」を策定するにあたって、流域住民の意見を適切に反映させることを目的に開催します。(2) 主催者。国土交通省四国地方整備局です。(3) 開催場所。吉野川は幹川延長が長く、その流域は四国4県にまたがっています。吉野川流域に住む多くの流域住民の皆さんが、幅広くご参加いただけるように、「住民の意見を聴く会」は、下の「表2」及び次のページの「資料-2」のとおり、流域を3つに分けて6会場で開催します。(4) 開催回数。「住民の意見を聴く会」は、平成18年度に各会場において3回程度予定しています。ただし、必要と判断される場合、開催回数を追加します。(5) ファシリテータによる進行。「住民の意見を聴く会」は、中立・独立な立場のファシリテータによる進行とします。ファシリテータの中立性・独立性の確保のため、国土交通省とファシリテータ間で協定をとりかわします。(6) 公開。「住民の意見を聴く会」は、公開で実施します。「住民の意見を聴く会」の会議資料については、公開します。「住民の意見を聴く会」の会議記録は、個人情報を除き公開します。

3. 「住民の意見を聴く会」の参加について

3.1 参加の方法

参加者は、吉野川流域の市町村に在住の方とします。会場の都合により、参加者多数の場合は先着順とさせていただきます。参加にあたって事前申込みは、必要ありません。

また、参加者は、どの会場で参加いただいても結構です。

3.2 開催の周知

「住民の意見を聴く会」の開催については、事前に新聞・ホームページ等で周知します。事前周知には、議事次第（案）を含みます。

3.3 個人情報の保護

個人情報保護の観点から、「住民の意見を聴く会」の運営・進行等で主催者・ファシリテータが得た個人情報は秘匿します。

3.4 出席できない場合の意見の表明について

「住民の意見を聴く会」に出席できない場合は、「パブリックコメント」により、意見の表明を行うことができます。また、「公聴会」に意見の発表を申し込むことができます。「住民の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」のどちらの意見についても、同等の取り扱いをします。

4. 関係者の責務等について

4.1 参加者

(1) グラウンド・ルールの遵守。参加者は、本グラウンド・ルールを遵守することを責務とします。(2) 意見の表明。参加者は、できる限り吉野川水系河川整備計画に関する意見を表明することができます。匿名で意見を表明したい場合、別途ファシリテータを経由して意見表明ができるものとします。このとき、意見表明者は、ファシリテータに氏名・住所（市町村まで）を示すものとします。ファシリテータは、意見表明者の個人情報を、国土交通省を含めて秘匿するものとします。(3) 他者の意見の尊重。参加者は、他の参加者の意見表明を尊重し、他の参加者の意見表明を妨げてはなりません。(4) 進行秩序の確保。参加者は、「住民の意見を聴く会」が秩序ある進行ができるよう協力し、会議の妨げとなるような行為は慎まなければなりません。(5) 個人情報の保護。参加者は、個人情報保護の観点から、参加者が得た個人情報は秘匿しなければなりません。

4.2 ファシリテータ

(1) 責任の範囲。ファシリテータは、「住民の意見を聴く会」の各回の進行方針を決定し、その進行についての責任を持つものとします。(2) 責務。a. グラウンド・ルールの遵守。ファシリテータは、本グラウンド・ルールを遵守することを責務とします。b. 役割。ファシリテータは、「住民の意見を聴く会」を円滑に進行・促進する役割を果たします。ただし、個人意見の正確性、技術的妥当性について評価する役割・権限は持ちませ

ん。c . 中立性・独立性の確保。ファシリテータは、「住民の意見を聴く会」の進行・促進において、各関係者・国土交通省から中立、独立した機関として関与することとします。d . 不偏性の確保。ファシリテータは、会議のグラウンド・ルールに従い、会議への参加者である住民、招集者、専門家等に、公平に対応することを規範とします。ただし、意見を有する者の数ではなく内容の多様性に着目し、さまざまな意見を自由に発表できるような場づくりを、「(1) 責任の範囲内」で行います。e . 特定の意見誘導の禁止。ファシリテータは、ファシリテータ自身もしくは特定の者の利益促進を目的に表明される意見の内容を誘導してはなりません。f . 個人情報保護。ファシリテータは、個人情報保護の観点から、ファシリテータが得た個人情報は秘匿します。(3) 権限。 a . グラウンド・ルールの遵守。ファシリテータは、会議の招集者や参加者にグラウンド・ルールを遵守することを確認し、守られていないと判断する時にはそのことを指摘し、その遵守を求めることができます。b . 自己決定。ファシリテータは招集者およびその他関係者との協議のもとで、進行を担う会議の進め方について決定します。その際に招集者や他の関係者等に偏らずに独自に決定することを規範とします。c . 匿名による意見表明機会の提供。ファシリテータは、身分を明かさずに意見表明を希望する参加者に対して、意見を提出する機会を保証する方策を提案、もしくは提供できるものとします。d . 情報の取得。ファシリテータが進行上重要な情報を会議に先立って入手できるものとします。

4.3 国土交通省

(1) 責任の範囲。国土交通省は「住民の意見を聴く会」の開催方針及び運営方針を決定し、開催及び運営の責任を持つものとします。国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の意見をとりまとめ、吉野川水系河川整備計画策定にできる限り反映する責任を持ちます。国土交通省は、ファシリテータを選定する責任を持ちます。(2) a . グラウンド・ルールの公表。国土交通省は、「住民の意見を聴く会」の開催にあたり、本グラウンド・ルールをあらかじめ公表し、参加者に認められるための措置をとります。b . グラウンド・ルールの遵守。国土交通省は、本グラウンド・ルールを遵守します。c . 関係者の責務等の保証。国土交通省は、「4.1 参加者」が実現できるための、必要な措置をとります。国土交通省は、「4.2 ファシリテータ」が実現できるための、必要な措置をとります。d . 参加者の責務等の確保。国土交通省は個人情報保護の観点から、国土交通省が得た個人情報は秘匿します。

5. 意見のとりまとめ、及び、反映について

5.1 意見のとりまとめについて

(1) 意見のとりまとめの対象。「住民の意見を聴く会」における意見のとりまとめの対象は、「住民の意見を聴く会」開催当日の発言意見、意見記入用紙での意見、及びファシリテータを経由しての匿名による意見表明とします。(2) 意見のとりまとめ。「住民の意見を聴く会」当日の発言意見は、速記録を作成し、整理して公開します。このとき、発言者の個人情報保護は非公開とします。「住民の意見を聴く会」当日の意見記入用紙での意見は、整理して公開します。このとき、意見記入用紙に記載の個人情報は非公開とします。ファシリテータを経由しての匿名による意見表明は、整理して公開します。ファシリテータが知り得た個人情報は、国土交通省を含め秘匿します。

5.2 意見の反映について。「住民の意見を聴く会」の意見は、「吉野川学識者会議」「吉野川流域市町村長の意見を聴く会」「パブリックコメント」「公聴会」及びその他の方法により表明された意見とともに、国土交通省が意見の内容を尊重し、できる限り河川整備計画に反映します。河川整備計画に反映しない意見については、同様の意見を取りまとめた上で、検討内容とともに反映しない理由について回答を行います。上記の回答についての説明を、可能な限り「住民の意見を聴く会」で行うものとします。

以上、ルールについてご説明いたしました。

なお、先ほどの説明の中にもありましたように、本グラウンド・ルールについては、参加者の意見に認められるための措置として、ホームページで皆様からのご意見を募っております。ご意見等ある方は、国土交通省徳島河川国道事務所のホームページからご意見をいただきますよう、お願い申し上げます。

それでは、次の議題であります吉野川流域住民の意見を聴く会の進行について、説明させていただきます。

今回、開催する吉野川流域住民の意見を聴く会は、公平で中立な立場から議事を進行することを目的とし、会議の進行役を特定非営利活動法人コモンズにお願いしております。このような立場の方はファシリテータと呼ばれ、近年このような会議の進行役として多く導入されるようになってきております。

それでは、ファシリテータを引き受けてくださいました特定非営利活動法人コモンズの代表理事である喜多さんより吉野川流域住民の意見を聴く会の進行について、ご説明をいただきたいと思っております。

それでは、喜多さん、よろしく願いいたします。

2) 吉野川流域住民の意見を聴く会の進行について

ファシリテータ

皆さん、こんにちは。今ご紹介いただきました、特定非営利活動法人NPO commonsの代表をいたしております喜多と申します。

皆さんのお手元に、「特定非営利活動法人 commons」についてという2枚つづりの資料があると思いますので、少しごらんいただければと思います。私どもはNPO法人commonsと申しますけども、commonsというのは簡単に言いますと、みんなのものというような意味の言葉でして、例えば河川、公園、道路とか、いわゆる公共空間と言われるものは、本来みんなのものであるわけですから、そういったものの整備とか維持管理とか運営に当たっては、みんなで考え、みんなで作り、みんなで守っていくというような考え方がとても大事だろうというふうに考えております。

そういうことをするためには、例えばこの会もそうなんですけれども、事業者である行政の方がいて、流域住民の方がいて、その間の橋渡し役という大げさなんですけども、何かつなぐ役割、それを中立な第三者というふうに言っていますけれども、そういう役割がとても重要なだろうと。それで参加の場を運営したり、みんなで考え方を取りまとめたりしていく。そういった役割がこれからどんどん求められるだろうということで、2年前にNPO法人を設立しまして、都市計画とか建築土木の研究者、あるいは実務者のグループで活動しております。

今回の住民の皆さんの意見を聴く会の運営を引き受けることになったんですが、それにつきましては2ページ目の、「『吉野川流域住民の意見を聴く会』へのスタンスについて」という資料に、これまでの経過も含めて考え方を取りまとめております。時間も余りございませんので、詳しいご説明は一読していただければと思うんですけれども、2ページ目の後半の方に少し書いております。

今回のこの会をどういうふうに私たちが考えたかということなんですけれども、住民の意見を聴く会を可能な限り民主的に運営して、流域にお住まいの皆さん方の多様な意見が幅広く、可能な限りお聞きするということが、まずとても大事だということ。それから、その中で意見を言いっ放し、聞きっ放しでは何にもなりませんので、お互いがコミュニケーションをとれることというのがすごく大事ですから、一方通行にならないように、この場が双方のコミュニケーションの場になることがとても大事だと思っております、そのために、私どもはファシリテータと言いますけれども、会の進行をする者が中立な立場を

保てるようにということで、国土交通省に対してはその立場を担保するための協定書の取り交わしというのをお願いいたしました。

それと、もう1つ、先ほど丁寧にご説明していただきましたけれども、この会を運営していくための大きなルール、それをグラウンド・ルールと呼んでいますけれども、そういったものがないと、どういうふうに意見表明されて、それがどういうふうに反映されたのかがわからないまま皆さんに来ていただくことになる。そういったことを避けるために、大きなルールを定めてくださいと。この2点を要求したところ、こちら側の提示した条件をすべて受け入れてくださったということで、この場に立つことになりましたので、これからは皆さんの川に対する思い、意見、課題とか、いろんなことがあると思いますけど、それをとにかく可能な限りお聞きするために全力を尽くしたいと思いますので、ぜひご協力を賜ればと思います。

それと、もう1点。先ほどもご説明しましたけれども、そのグラウンド・ルールは国土交通省から発表されて、私どもは何度か意見書を出して、今のものができています。ただし、皆さん方もこんなところを改善した方がいいんじゃないかということがございましたら、この会のルールですから、みんなで決めるということはとても大事だと思いますので、ホームページ等を通じてこちらの方にもご意見を賜ればと思います。

以上で私どもの簡単なご紹介と、この会に対してこれからどういうふうに考えていくかというご説明を終えて、次の進行の方をお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

司会

喜多さん、どうもありがとうございました。

それでは、ここからの議事はファシリテータをお願いいたします。本日のファシリテータですが、コモンズメンバーである澤田さんが務めていただけると伺っております。それでは、澤田さん、よろしくをお願いいたします。

ファシリテータ

皆さん、こんにちは。NPO法人コモンズの理事をしています澤田でございます。きょうは、私どもの中から私澤田と、後半にちょっと私どものメンバーの方に応援願おうと思います。

まず、こちらの方のホッチキスがありますが、この一番後ろに私どもコモンズの方からのお願いがあります。きょうの「意見を聴く会」に進行のルールの5つのお願いがありま

す。それから、また後で皆さんに発言いただきたいと思いますが、発言における3つのお願いがあります。一読いただきますよう、お願いをしたいと思います。

まず、きょうの進行でございますが、皆さん、ちょっとお手元の方に国土交通省からの資料として、大きな厚い「素案」という資料があります。それから「ゆたかな恵みを未来へ」というパンフレットがあります。きょうの進行は、今の予定としては14時から17時、夕方の5時までですが、最初は国の方から素案等のご説明をいただければと思っています。

最初は、このパンフレットにおける素案の策定についてのご説明と、この厚い資料ですが、中をめくりますと1章、2章、3章、4章、5章まであります。このうち、このパンフレットと1章、2章、3章までのご説明を、最初40分ほどでお願いをしたいと思います。その後、休憩をとりたいと思います。おおむね時間としては、休憩が3時10分ぐらいかなというふうに思います。そこで10分間休憩をとります。あと後半ですね、今回は非常に素案がたくさんあります。後半につきましては、あと4章、5章と書いたところを40分いただきます。時間の目安として16時に1度休憩をとって、最後の時間にきょうご参加の皆さんのご意見をぜひ賜りたいというふうに思います。

このご意見につきましては、きょうの資料の中に意見記入用紙がございます。それから、もう一つ、私どものコモンズの方の匿名によるFAXというのがあります。冒頭にこういった資料をご説明いただいて、夕方16時10分ぐらいになるとと思いますが、その後、意見のご発言をいただきたいと思います。例えば、その途中に、忘れるかなあ、あるいは質問とか意見を書きたい方はぜひ入っております意見記入用紙であるとか、あるいは匿名であればコモンズの方の意見の方にお書きください。

意見の表明をした後ですが、一応意見の記入用紙については、きょうの主催者の国土交通省さんの方の記入用紙は受付の方へお出しください。それから、匿名ご希望の方については、私どもコモンズの方で国も含めて個人情報には伝えないわけですから、これは私どもコモンズメンバーがおりますので、手渡しをお願いしたいと思います。

ちなみに匿名の意見表明につきましては、一つお願いがございまして、もし可能でございましたら、あといろいろお聞きしたい点がありますので、お名前と、住所は市町村だけで結構ですが、もし問い合わせが必要な場合、可能であればお電話番号をお書きいただきたいというふうに思います。

それでは、早速ですが国土交通省さんの方から「素案」、それから「ゆたかな恵みを未来へ」の河川整備についてのパンフレットのご説明をお願いしたいと思います。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

3) 吉野川水系河川整備計画策定の流れ

4) 吉野川水系河川整備計画の策定に向けて

5) 吉野川水系河川整備計画【素案】

河川管理者

私は徳島河川国道事務所の副所長の山地でございます。今からご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。時間も残りございませんので、早速中身の説明ということで始めさせていただきます。

まず、最初にお手元に配っております、「ゆたかな恵みを未来へ」というリーフレットがございます。これで、初めにこの河川整備計画の流れあるいは策定に向けてといった部分を簡単にご説明したいと思います。パンフレットをお開きください。開いて左側の方でございますけれども、そこに河川整備計画策定に向けてということで書いてございます。一番下の方に図がございますけれども、今回の整備計画につきましては、平成9年に河川法が改正になりまして、それを受けまして、ここにありますように、河川整備基本方針と、それから河川整備計画と、この2つをつくっていかうということでございまして、左側の基本方針につきましては、昨年、平成17年11月18日に策定、既にされております。

これにつきましては、ここに書いてございますように、長期的な視野に立って、河川整備の基本となることを決めておりますよということでございまして、吉野川で申し上げますと、基本になる高水流量が $24,000\text{m}^3/\text{s}$ といった、そういう大きな数字をこの中で決めております。

それから、きょう素案をお示ししておりますけれども、これが河川整備計画の方でございます。右側でございます。これは河川整備基本方針を受けまして、おおむね今後20年から30年間に、具体的にどんなふうな川づくりをしていくのか、そういうことを具体的に書いているものでございまして、きょう素案をご説明いたしますけれども、これに基づいてつくり上げていきたいというふうに考えております。

その次の右の方の、今開いている右の方のページに、今後の進め方ということで書いてございますが、ここにございますように、進めるに当たりましては、その中ほどにありますように、皆さんからご意見をいただくと。ご意見のいただき方は3つ、そこに横に並べて書いてございますけれども、まず学識経験者からの意見聴取ということでございます。これは、第1回目を既に先週6月27日に開催いたしまして、ご意見をちょうだいしております。

す。それから、きょう、真ん中でございますけれども、住民の方々から意見をいただくということで、この流域の中では一番初めにきょうの会を開催しております。

下の方に地図がついておりますが、そこをごらんになっていただきますと、非常に流域が広がるございますので、6つの会場に分けてご説明をするということにしております。上流域では愛媛県会場、それから高知県会場がございますし、きょうはちょうど真ん中の水色の部分でございますが、中流域のご説明でございます。それから、あと、下流域の方では、人も多うございますので、3つの会場に分けて意見を聞くということにしております。合計6カ所でございます。

それから、住民の方々からは、こういう場だけではございません。先ほどから少しご説明をしておりますように、パブリックコメントということで、ホームページにご意見を書いていただいたり、あるいはファクスをいただいたり、あるいは、お配りしておりますはがきに書いていただいて送っていただいても結構でございます。

それから、もう1つ公聴会というのがございます。これは、このような場に立っていただきまして、それぞれのご意見やご要望を発表していただくという場でございます。それから、もう1点は関係市町村の市町村長さんからもご意見をいただくということで、これは上流、中流、下流の3つの区域に分けて開催しようと考えております。第1回目は来週の7月11日、この同じ中流でございますが、この場所で行うという予定でございます。

そういったことをご意見をいただくわけでございますけれども、いただいた意見につきましては、できる限り整備計画に反映したいというふうに考えておまして、意見を聞く過程を何度も繰り返して策定をしていきたいというふうに考えております。先ほど少しご説明をいたしました、今年度におきましてはおおむね3回を予定しております。きょうは第1回目ということでございまして、素案の説明をきょうは一通り皆さんにご説明をしなければなりませんので、どうしても時間がかかりますけれども、お許しを願いたいと思います。2回目以降につきましては、ご意見とかご質問とか、そういった部分を中心に、いろいろお話ができるというふうに思っておりますので、きょうはそういうことでご理解を賜りたいと思います。

それから、意見の状況によりましては、必ずしも3回だけでは終わるというふうには考えておりません。これもつけ加えてお知らせしておきたいと思います。

それから、このパンフレットの最後の部分でございます。裏を開いていきますと、情報公開、さっきから情報公開の話が出ておりますので、簡単にご説明いたしますと、まず

この会議等につきましては、当然情報を公開してやりますということ。それから、この会議で出ましたことについては、ホームページなんかでその会議の資料とか、あるいは次の開催予定なんかも見られるようになっております。それから、きょうお配りしております資料につきましては、その右の方に一覧表がついておりますが、これだけの国あるいは市町村の機関ですね、県も含めまして閲覧ができるようになっておりますので、いつでもごらんになれるということでございます。

以上で今後の進め方についてはご説明を終わらせていただきます。

それでは、これから、大変長らくお待たせいたしましたけれども、整備計画素案、前半部分についてご説明をさせていただきます。きょうは吉野川の中流域での意見を聴く会ということでございますので、吉野川本川の内容を中心にご説明をして、下流の方に支川の旧吉野川とか、あるいは今切川とございますけれども、この辺の内容につきましては、項目程度の紹介とさせていただきたいと思います。その分少しでもご質問あるいはご意見の時間を多くとりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をよろしく願いたいと思います。

それでは、今から約35分間ぐらいになると思います。よろしく願いいたします。スクリーンは3つ用意してございますので、お近くのスクリーンでごらんになってください。

まず最初に、吉野川の整備計画素案の構成でございますけれども、ここにございますように、5つの項目から成ってございます。1番が吉野川の概要、2番目が吉野川の現状と課題、それから、3番目が目標に関する事項、それから4つ目に実施に関する事項、この4番目のやつが、一番詳しくやることを書いている内容でございます。最後に、今後に向けてということで書いてございます。

まず、初めに吉野川の概要でございますけれども、最初でございますが、流域の概要ということでございます。皆さんご承知のとおり、吉野川の川に入ってくる水の入る範囲でございますけれども、流域面積と呼んでおりますが、3750km²、赤で囲んだ部分でございます。四国全域の約2割の流域面積を持ってございます。それから、川の長さでございますけれども、194kmでございます。気象でございますけれども、非常に温暖な気候ではございますけれども、平均気温が大体年間14度から16度、ここの絵にもございますように、山間部の年降雨量は、濃い青色のところ及早明浦ダムの上流の方でございますが、中央部ですが、3000mm以上の雨が降ります。全国平均が大体1700mmということでございますので、かなり多く雨が降ると、そういった地域でございます。

次に、吉野川の現状と課題ということでご説明をいたします。ここにございますように、現状と課題につきましては2つ、治水の現状と課題、それからもう1つは河川の適正な利用であるとか、あるいは環境面からいった現状と課題と、この2つに分けてご説明をしたいと思います。

まず、治水の方でございますが、初めに、少しこれまでの洪水の概要を簡単に幾つかご紹介をします。これは、藩政時代の洪水でございます、1866年8月に寅の水と呼ばれる洪水がございました。ちょうど徳島市の国府町、蔵珠院の周りのところをあらわしておりますが、中もありますけれども、約3mぐらいまで水が来まして、ああいうふうに壁にその痕跡が今も残っております。

それから、明治から大正の時期になりますと、これは北島町の新喜来、豊田家の写真でございます。あそこまで水が来たということでございます。それから、昭和に入りまして、ここに示してございますように、6つほど写真がありますが、上の左から昭和29年、36年、49年、下に行きまして昭和51年、これは16年を2枚つけてございますが、こういった大きい洪水がございました。記憶に新しいとは思いますが、16年には4度の台風が来まして、特に10月の台風23号、戦後最大流量が観測されております。

次に、治水事業の沿革ということで、吉野川の治水事業がどんなふうになされてきたのかといったところをご説明いたします。ここにございますように、吉野川は明治40年から第1期の改修工事にかかっておりまして、昭和2年までやっております。その内容はちょうどこの赤で書いていることでございます。4つございます。

まず、1つ目は、第十堰の下流、今の本川でございますけれども、そこは別宮川と呼ばれる川でございました。その川幅を広げまして、吉野川の本川、いわゆる本流化をいたしました。それから、そのすぐ上に第十堰がございまして、第十堰につきましても、旧吉野川の分岐する点を約上流に、1100mぐらい上流につけかえまして、同時に今ご置きます第十樋門、これをつくってございます。

それから、左の方の丸に善入寺島というのがございますけれども、川の中の島でございますが、ここの部分も全筆買収いたしまして、洪水のときには浸って、そこが洪水を少しでも少なくするという、遊水地の役目を果たす目的で買ってございます。

それから、同時にそこにあります江川という川でございます。その川を堤防で締め切ったと。この4つが第1期の改修工事の中身でございます。

続きまして、第2期の改修工事ということでございますが、ここに字ばかりでござい

すけれども、24年から始まっております。昭和20年の枕崎台風を契機に、既に第1期でできました堤防の補強であるとか補修であるとか、そういったものをやっております。それから、昭和40年には早明浦ダムが建設に着手されました。それと同時にこの岩津地点ですね、岩津地点よりも上流の約38kmぐらいの間につきまして、堤防がない区間でございましたので、堤防に着手しております。それから、昭和37年でございますけれども、その前年に第2室戸台風がございました。それを契機に川島地区の排水機場の建設を始めまして、本格的な内水対策、つまり堤防の内側に、皆さんの家が建っておられる川の水がたまるわけですけれども、内水と呼んでおりますけれども、そういった部分の対策をこの年から始めて、現在に至っております。

これは旧吉野川の方でございますので、旧吉野川の方についてもこういう経緯がありましたということでございます。

それから、次に吉野川の今の堤防の整備の状況でございます。ここのグラフにございますように、吉野川全体と上流と下流に分けて示してございますけれども、全体でいきますと、堤防の整備率は約66.5%ということで、一番左の方に書いてございますけれども、約3分の2ができていているというわけでございますけれども、それを上流と下流に分けてみますと、下流の方は真ん中のグラフですね、約97.5%堤防ができております。しかしながら、一番右の図でございますけれども、上流につきましてはまだ68.5%といったところで、堤防のないところが残されているということでございます。これは、そういったことで堤防をつくっていかねばいけないという1つのことでございます。16年の23号台風の、これは東みよし町の三加茂の浸水状況です。ちょうど青色で示している部分が浸水しております。浸水家屋が42戸でございます。この赤の線で示しておりますのは、これから堤防をつくっていかうという場所の線で、あの堤防があればこういった被害ももう少し防げたのではないかということでございます。

これは、堤防の、今度は漏水とか侵食のお話でございます。既にこのように堤防ができてい部分でも、材料が悪かったりといった理由で、雨が降りますと川の水がふえます。そして、その川の水が、堤防の中や、あるいはその堤防の下の基礎の部分に、ずっと水が伝わって浸透していきまして、皆さんが住んでいる、これでいきますと家の絵がございましてけれども、そちら側に堤防の端からああいうふうに水が吹き出て、最悪の場合は堤防が決壊すると、破堤するという危険性をはらんでいるということでございます。

次に、内水の被害がどのように起こるかということでございますが、これも御存じか

もしれませんが、通常は上の方の状態でございますが、雨が降りますと下の絵のようになります。川の中の水がどんどんふえまして、したがいまして、家がある側の方に水が入ってこないように、樋門のゲートなんかを閉めます。そうすると、家のある側に水が、川に向いてははけませんので、どうしても水がたまと。これが内水の発生するメカニズムと申しますか、現状でございます。

次に、大規模地震等も心配をされておまして、南海地震、東南海地震によって被害を受ける、今ございます排水機場、あるいは河口付近には樋門等もございますけれども、そういった耐震補強というものが必要だと考えておりますし、それから台風のときには、高潮とかあるいは高波が参りますけれども、そういった高潮対策も必要であるとか。それから、防災関連施設と、と書いてございますけれども、水防活動に必要な資機材の備蓄であるとか、あるいは防災ステーション、これは水防の基地になったり避難場所になったりするわけでございますけれども、そういったところの整備が必要だということでございます。

これは、旧吉野川の堤防の整備状況が約30%ぐらいです。本川よりもまだ悪いということでございます。

これも、同じように旧吉野川で起きる大規模地震への対応ということで書いてございます。それから、同じように防災関連施設への対応、これは本川と同じでございます。

次に、川の維持管理ということについてご説明したいと思います。吉野川とそれから旧吉野川とを合わせまして、国が今管理している延長が約116kmでございます。川は繰り返されます洪水の作用によりまして、川の中にこのように土がたまったり、それから木が茂ったりということで、洪水の流れに支障をきたしたりいたします。また、局地的に深く掘れたりしまして、堤防の安全性が低下するということもございます。また、ここにございます、右の写真でございますように、旧吉野川なんかでは、ホテイアオイなんかが繁茂して、河川の利用であるとか、環境を壊しているという部分もございます。

それから次に、堤防とか護岸の管理ということで、施設の方のことを書いてございますけれども、同じように、吉野川、旧吉野川で管理している堤防の延長は約156kmでございます。堤防は自然現象によりまして、例えば雨が降るといったことによりまして、変形とか、土でできておりますので、そういう変形とかひび割れが発生しますし、それから護岸につきましても、洪水とか地震等によりまして、長い間たちますと損傷があったりひび割れが発生するといったことがございます。

また、現在樋門とか、それから樋管、排水機場というのがございまして、樋門・樋管が約86施設、それから排水機場が15施設ございます。これらも長い間たちますと老朽化をいたしまして、故障が発生したりする可能性もございますので、その辺は施設点検をやっておりますし、その都度補修ということもやっております。

次に、ちょっとソフト的な面でございますけれども、不法占用とか、あるいは不法行為という観点でございますけれども、ここにありますように、河川区域内の不法占用につきましては、あるいは不法行為、そういったものがありますと、非常に河川の利用とか、あるいは洪水のときにも支障になるおそれがあるということでございます。

それから、最近、下の方に書いてございますが、家電製品等の大型ゴミの不法投棄がふえております。棒グラフにありますように、非常に最近ふえておりまして、上に写真がございまして、こういったことになりましたと、環境も悪くなりますし、それからこれを取って処理するということになりましたと、費用もかなりかかります。そういった状況が現在の状況でございます。

それから、ここから上流のダムの話でございますが、ダムにつきましては、御存じのように、吉野川の洪水調節については、特に早明浦ダムが大きな役割を果たしているということでございますが、これまでにダムができてから81回の洪水調節をしております。特に昨年の17年の14号台風のときには、ちょうど早明浦ダムが御存じのように満水でございまして、ダムが空の状態でございます。そのときに来たものでございますから、洪水のほとんど全部の量、約2億5000万 m^3/s ぐらいの水でございますが、それをすべて早明浦ダムの方にため込んで、下の写真のように、空だったダムが満杯になったと。その結果、下流の池田地点におきましては、約2.7mの河川の水位が低下できたということでございます。

これは、そうは言いながらもいつもいつもそうとは限りませんで、上の方が早明浦ダムのこれまでの実績を書いております。簡単に申し上げますと、早明浦ダムができてから以降、計画されている流入量よりも上回る水がダムに入ってきたというのが、4回ございます。それから、放流の方も計画よりも余計に放らざるを得なかったというのが2回ございます。それから下の方、これは池田ダムでございますけれども、同じように2度ございました。そういったことで、非常にダムとしても、今後そういう計画以上のものが入ってきたときにどうするかといったことがございます。

それから、次がダムの堆砂の状況でございます。これは、同じように早明浦ダムと、

それから今度は柳瀬ダムの方の堆砂の状況を示してございます。左の早明浦ダムの方はダムができてすぐ、赤の線が実績でございますが、ぼんと上がっておりますけれども、51年の台風で一気に土砂が山から入り込んできまして、あんなふうに、下の方の青の線が計画でございますので、かなりたまっていると。それから、柳瀬ダムの方は同じようにああいふうにたまっております、計画が約50年間の計画でされておりますけれども、その約1.7倍の土砂が今ダムにたまっているということでございます。

次に、危機管理についてご説明いたします。まず、洪水であるとか、あるいは水質の事故と、船が沈んで油が浮いたとか、そういった水質事故、あるいは地震といった緊急時におきましては、被害の軽減をしなければいけませんので、迅速で的確な河川情報の収集、提供といったことで、この絵にありますような形で集めております。毎年こういう形で訓練もやっております。

それから、昨年の5月に水防法が改正されまして、各市町村は洪水ハザードマップというものをつくって公表をしなければいけないということになっております。これは、洪水ハザードマップ、後で何度も出てまいります、いわゆる地図の中に浸水する水深とかどの区域が浸るんだとか、あるいは避難の場所、それから避難の経路、そういったものを、ほかにまだ書いてもいいんですけども、そういったものを市町村がおつくりになって、皆さんに公表してくださいという義務づけがなされたということでございます。

それから、次に河川の適正な利用、あるいは環境の話でございましてけれども、ここにございますように、皆さん御存じのとおり、吉野川の水は四国4県に使われております。高知県が一番上流域の方から行っておりますし、それから愛媛県には銅山川から、それから香川県には池田ダムから、それぞれ水が行っております。それをもう少し数字で見ますと、どういうふうになっているかということでございますが、早明浦ダムだけではなくて富郷とか、あるいはほかのダムを全部合わせまして、年間約17億 m^3 余りの水が開発といえますか、ためられております。その内訳がここに、円グラフにございまして、ここ徳島県については約7割ぐらいが、そのためられた水の7割ぐらいが徳島県で使われていると。あとは愛媛県が15%、香川県14%、高知県2%と、こんなふうな割合でございまして。

早明浦ダムが今ございまして、早明浦ダムがある場合とない場合を、池田地点でどんな水の量で変わってくるかということを示しているグラフでございまして、赤の線が主な実績でございまして、緑の線は早明浦ダムがない場合ですね。ちょっと豊水、平水と書いてありますが、要は水が少ないときに早明浦ダムから補給して、ああいふうに水の量が多

く、安定的に確保されているということでございまして、もう少しそれを具体的に見てみますと、これが濁水の状況でございます。早明浦ダムが、そういうような補給といたしますが、下流に水が少ないときには補給していくわけでございますけれども、過去から見ますと、約31年間で取水の制限をした回数は、21回早明浦ダムでございます。それから、銅山川の方では18回というふうに、非常に濁水も過去から多く起こっております。

平成6年、あるいは去年の17年の濁水のときには、早明浦ダムが空になったわけでございますが、吉野川水利用連絡協議会、これはよくニュースとか新聞でも出て御存じだと思いますけれども、そういったところで調整をいたしまして、発電用の水を使って緊急放流したというような実績がございます。

これは、具体的にそれを示した絵でございまして、この水色の線で書いているのが、池田ダム地点で早明浦ダムがないときの流量を示しております。早明浦ダムが今もちろんございますので、そこからためた水を、下流に少ないときには流してあげるということで、黄色といたしますか、ちょっと黄緑色の色をしている部分を、早明浦ダムから余分に放流をします。そうすることによって、通常、ない場合ですと低いところですね、 $20\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいのラインでしょうか、ぐらいしかないときの水は、早明浦ダムの補給によりまして、 $60\text{m}^3/\text{s}$ 近くまで水が下流では増えて流れているということでございます。

次に、水質でございます。水質につきましては、少しこれはちょっとごたごたっとしますけれども、河口からずっとありまして、吉野川の本川の場合は山城町の大川橋から、上流につきましてはA A類型という水質基準に指定されております。BODという生物化学的酸素要求量という基準の水質項目がございますが、それでいきますと $1\text{mg}/\text{L}$ 以下にしなければ、こういうことでございます。大川橋、山城町の大川橋から下流はA類型ということでございます。同じように、少し小さいのですが、支川の旧吉野川、今切川でもそういうふうに決められてありまして、すべて一応今右下にグラフがございましたように、環境基準が満足されている状態ではございます。ダムにつきましても、同じような基準が定められてありまして、今のところ水質基準としては守られているということでございます。

これは銅山川で、影井堰という堰がございます。そこから下流に意識的に水を流しまして、環境改善をしようということで、試験的に今やっております、モニタリング調査もあわせてやっております。

それから、よく言われます早明浦ダムの濁水の問題でございます。昭和51年の台風17号に伴いまして、非常に、山腹が崩壊したり、それから斜面が崩壊したりして、濁った水

が入ってきて、そして、ダムの下流では濁った水が94日間、約3カ月余りも続いたと。また、昨年でございますけれども、台風14号もございましたし、また渇水の際にでも、結構小さい洪水が起こりますと、濁った水が出てくるということで、去年48日間、約1カ月半余りそういった濁った水が下流に流されたということでございます。

それから次、動植物といった環境の分野の話でございます。これは、吉野川本川のちょうど上流域を示してございますけれども、この絵にございますように、上流域には大歩危、小歩危といったような渓谷がございますけれども、その渓谷には、ここにありますヤマセミであるとか、それからアマゴ、そういった魚類などが生息してございます。

それから、中流域、このあたりになりますと、非常に扇状地を中心に川が開けておりまして、河道には瀬・淵、瀬というのは水の流れの早いところ、淵というのは水が当たって深く掘れて水がたまっているところでございますけれども、そういったところや、あのような広いレキの河原が分布しております。そういった瀬・淵には、アユなどが多く生息しておりまして、良好な産卵場等もあるということでございます。また、レキ河原につきましても、右の絵にございますように、コアジサシなどの鳥類の繁殖地としても利用されているということでございます。

そうは言いましても、課題がないわけではございませんで、ここにございますように、シナダレスズメガヤといった植物、左の写真でございます、よく見られると思えますけれども、このような植物が非常に急激に茂ってきたと。そして、レキ河原に依存して住んでいる動植物への影響というものが懸念されるところでございます。

また、右の写真にございますように、ヤナギ類が非常に多く茂って、ああいう、水際が非常に急勾配になって、なだらかな連続性がない、いわゆる切り立った状態になっているという状況でございます。シナダレスズメガヤにつきましても、急激にという話をしましたけれども、この絵にございますように、平成7年度ごろにはほとんど河原にはございませんでしたが、平成12年度と、それから平成15年度の調査をいたしましたところ、この絵で示しますように、非常に集中的に急激な繁茂が確認されております。

それから、吉野川の下流域の方に行きますと、これは淡水と海水がまじります汽水域ということでございますが、このように河口干潟、御存じだと思いますが、河口干潟がございまして、そこにはシオマネキであるとか、あるいはシギ・チドリの重要な中継地になっているということでございます。

次に、これは、旧吉野川でございますので、吉野川についても同じようなことで素案

の中に書かせていただいております。これも旧吉野川の課題でございます。ホテイアオイとか、魚類の関係。

それから、次に河川景観ということで、吉野川本川でございますけれども、この写真でございますように、上流側では、先ほど言いましたように、大歩危・小歩危などの山地溪谷が広がっておりまして、中流域には川沿いに広がります竹林であるとか、あるいは広いレキ河原などが、広い雄大な景観が見られますし、河口には河口干潟が見られるということでございます。

そうは言いましても、竹林なんかは、かなり手入れされずに放置された状態で残っているという部分も逆にございます。

同じくこれは旧吉野川でございますので、少し項目だけご紹介いたします。

それから、次に河川空間の利用ということでございまして、吉野川の河川空間の利用、吉野川ではアユなんかの漁業も行われておりますけれども、高水敷では耕作もされておりますし、それからここにありますように、各種のイベント、スポーツ大会なんかにも使われております。水際には、釣りや、子供たちが野外学習、水生生物調査というふうにありますけれども、ああいう学習の場としても使われておりますし。それから、各種団体、アドプトで河川清掃なんかもしていただいております。

これは旧吉野川の方でございます。

次に、河川整備計画の目標ということでご説明いたします。河川整備計画の目標につきましては、この5つでございます。基本理念、それから対象区間、対象期間、それから洪水、高潮といった治水に関する目標、それから最後に利用とか環境に関する目標ということで書いてございます。

基本理念ということで3つほど挙げてございます。安全、安心、これは治水、いわゆる洪水から守ろうということでございます。それから、2つ目が本来の自然環境を有する吉野川を再生していこうと。それから、3つ目が地域の自然・景観・社会環境に調和した個性のある吉野川をつくっていこうという、この3つが基本理念に挙げられております。

これが、対象区間でございますが、この整備計画の中に書いている対象区間でございますが、ここで示しましたように、川の部分につきましては、ちょうど池田地点から、下流、支川も含めまして、旧吉野川、今切川を含めまして、対象になっております。それから、池田から上流につきましては、各ダムの区間だけでございますけれども、国が管理している、直轄管理区間といいますけれども、国が管理している区間を、今回の整備計画の

対象にしております。ですから、ちょっとその間はございませんのでご注意願います。それと、その下に書いてございますように、対象期間につきましてはおおむね30年間、今後おおむね30年間先までの整備をどうするのかということを書いてございます。

次に、ではどういった目標、具体的な目標を定めているのかということでございますが、まず洪水を安全に流すというための対応としまして、ちょっと図で書いてございますけれども、基準地点に岩津、赤の字で書いてございますけど、あそこが吉野川の基準地点でございます、この地点におきまして、一昨年、平成16年の台風23号規模、これは戦後最大流量規模と言われておりますけれども、その規模に匹敵する洪水を想定いたしまして整備をしていくと。そのときには、上流にダムがございますので、上流でダムで幾らかためてということですが、ここでは $2800\text{m}^3/\text{s}$ というふうに書いてございますけれども、あと、残りの $1万6600\text{m}^3/\text{s}$ を岩津地点で流せるような堤防の整備をしていこうということでございます。

次に、漏水とかあるいは侵食への対応ということでございまして、この分につきましても、補強等を行っていくことによって、未然に防止したいと思っておりますし、先ほどから出てまいります内水対策につき、内水の被害ですね、これにつきましても、家屋の浸水被害が著しい地区につきましては、床上浸水被害といったものを解消していきたいというふうに考えております。

それから、次に大規模地震への対応ということでございますが、これも河口部の樋門等について必要な対策を実施してまいります。それから高潮につきましても、第2室戸台風規模の台風に対しまして、波浪が来るわけですがけれども、第2室戸台風規模の波浪につきましても、越波を、越えてくる波を防ごうというぐあいの計画をもってやっていきたいと思いますということにしております。

それから危機管理でございますけれども、危機管理につきましては、堤防をこれから整備していくわけでございますけれども、その堤防の整備をしている途中段階においても、洪水とか、あるいは地震等が発生しても、被害を軽減していこうということでございまして、ダム管理につきましては、特に早明浦ダムでは、先ほど計画を上回る規模の洪水があったということでございますので、できればそういう洪水を調節する機能といいますか、そういった目的の部分をもう少し検討して確保していきたいというふうに考えております。それから、柳瀬ダムにつきましても、放流能力の向上であるとか、あるいは堆砂対策といったものも対応していきたいというふうに思っております。

済みません、ここからは旧吉野川の部分でございますので、少し同じようなことを書いてございます。

それから、河川の適正な利用とか環境の面についてでございますが、この辺についても、関係機関と調整を図りながら、水の利用の適正化や合理化に努めてまいりたいと思います。また、渇水時につきましても、被害を最小限に食いとめていく方策について考えていきたいというふうに思っております。

それと次、これは旧吉野川でございます。同じように書いております。

それから次に、河川空間の方でございますけれども、これは人と川との触れ合いや環境学習の場の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。また、人と川であるとか、あるいは地域と川の共生関係についても、交流促進に努めてまいりたいというふうに思っております。

今はこれは目標でございますので、具体的な中身につきましては、後半の部分で、もう少しどこをどうするのかといった部分をご説明してまいりたいと思います。

以上でご説明を終わらせていただきます。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。前半の方のご説明を一応ここで一回切りまして、10分間休憩をとらせていただきたいと思います。休憩に当たりましては、ちょうど前の方の右の上に時計がありますが、今時計が3時10分を少し越えていますが、3時20分から後半の方のご説明を続けてまいりたいと思います。おたばこは2階の方だけになっていますのでご了承ください。それから、一、二分前になりますと、またご着席いただきますようお願いいたします。それでは今から休憩に入ります。

追加でご報告します。この会場の入り口の左側に冷たい飲み物がございますので、適宜ご利用ください。

〔午後 3時11分 休憩〕

〔午後 3時19分 再開〕

ファシリテータ

そろそろ始めたいと思います。ご着席ください。

それでは、ただいまから後半のご説明でございます。この素案の第4章、第5章です。こちらの方を後半、お願いをしたいと思います。それでは、どうぞよろしく願います。

河川管理者

それでは、後半、具体的な実施に関する事項ということでご説明を申し上げます。

ここに目次がございます。書いてございますように、大きくは、河川の工事の部分と、それから河川の維持に関する部分と、2つでございます。それで、ちょっとあれですけど、右のちょうど一番隅の上の方に素案P59というふうに書いてございまして、今から小さい絵とかグラフが出てまいりますので、もし見にくうございましたら、お手元の素案のそのページのところを見ていただければ、もう少し詳しく見られるということでございます。

それではご説明いたします。まず、ここにございますように、洪水に対する対策と、いわゆる整備ということでございますが、基本的には、ここ以降、すべて河川整備の項目とその内容につきましては、その進捗状況とか、あるいはその中身もフォローアップいたしまして、必要に応じて、整備の項目の追加であるとか削除、あるいは実施内容箇所の変更、そういったものは今後見直しして適切にやっていきたいというふうに考えておりますので、まず最初にそのところをご説明しておきます。

それで、ここにございますように、洪水につきましては、堤防のない区間につきましては、先ほどご説明しました1万6600m³/sですが、これを安全に流すということでございまして、このスライドはちょっと絵が見にくうございますけれども、岩津より下流の堤防の、今、現地盤の高さと、堤防の高さと、それから計画されているさっきの水の水位の比較をしたものでございますけれども。ちょうど勝命というところで字が書いてございます。ここはまだ堤防が唯一できていないところでございまして、計画されている水位よりも地盤の方が低いということをあらわしてございます。

同じように、これが上流の方でございまして、上側が左岸、右側が右岸です。左岸、右岸は、河口に向かっていただきまして、左側が左岸、右側が右岸ということでございますので、そういった見方をしていただいたらいいと思います。ここに河床各箇所書いてございますが、左岸側で8カ所、右岸側で5カ所、低いところがあって、堤防を今後整備していかなければいけないということでございます。

この絵は、特に岩津よりも上流におきましては、左の絵のように、非常に山が迫ってきて、堤防をつくってしまいますと、住むところもなくなってしまうといった、そういった地区もございます。したがって、この部分につきましては、地元との調整を図りながら、必要に応じて、右の絵にございますように、家を堤防で囲むと。輪中堤というふうに呼んでおりますけれども、あるいはその右にございますように、宅地、家をそのまま上

げてしまうといった方法で整備をしていきたいというふうに思っております。

それで、これが各箇所を図面で平面的に見たものでございます。上の絵が下流の方、先ほどの勝命というのがございます。それから、下の方が上流の方でございまして、色で分けて書いてございますが、全体でいいますと、堤防の整備延長は全部で12カ所ございまして、22.8km。特に、今申し上げました輪中堤とか宅地のかさ上げをする区間は5地区でございまして、約4.4kmでございます。輪中堤等でやるところにつきましては、少し見にくいんですけども、黄色で示してございます。赤で示しているところが堤防でございます。

次に、河道の掘削というところに書いてございますが、いわゆる川の中の掘削につきましては、堤防をつくるわけでございますけれども、つくっても、なお流れる断面積が不足するような場所につきましては、川底の掘削であるとか、あるいは川の中の樹木を伐採するといったことで必要な断面積を確保したいというふうに考えておりまして、この下の絵にございますように、ああいった木を切ったりします。これは岩津より下流の部分でございまして、川底を切るというのは余りございませんが、ちょうどここにあります勝命とか市場、善入寺等あたりのところを樹木の伐採をしていくということでございます。

それから、これが上流の方でございまして。上流の方につきましては茶色い色で示しております。ああいったところを川の掘削をやるということでございまして、全5カ所ございまして、全体で約21.6kmでございます。川の中の掘削につきましては、当然のことながら、魚類等の生息の場になっているわけございまして、先ほど言いました瀬とか淵とか、そういったものを極力改変を行わないように、ここに水色、平水位と書いていますけれども、ああいうふうな通常の水位以上の高さのところを掘削して行って、しかもその水際の部分につきましては、なるべくきつい勾配で切らないように、右の隅の上の方が本当の絵でございまして、左の下の絵はちょっと縮尺が縦と横が違いますので急に見えますけれども、右上の絵のように、なだらかな形で、緩い勾配で掘削をするというふうにしております。

次に、堤防の漏水につきましてです。これは堤防ができていない区間につきまして、安全性を点検した結果、おおむね左岸側で24.5km、右岸側で24kmの堤防について対策が必要であるというふうに思われております。このうち、今回、図に赤で示します5カ所、19.3kmの区間について漏水対策をやっていこうということにしております。

同じように侵食対策、これは堤防が掘られている部分の対策でございますけれども、これも同じように点検をしました結果、おおむね左岸で25.2km、右岸で21.8kmでございます。ちょっと図で点々と、余り距離的にはないので見にくうございますけれども、5カ所で約

1.4kmの整備をやっていこうということでございます。下の絵がその対策のイメージでございます。

それから、内水の方の対策でございますけれども、ここの絵に示しますように、現状で約35カ所の内水地区が存在して、浸水被害が発生しております。今後は、家屋等の浸水被害が著しい箇所から、排水機場の新設であるとか、あるいは増設等を行ってまいりたいというふうに思っています。

また同時に、先ほどご紹介しましたハザードマップの公表であるとか、あるいは水害展なんかも開きまして、啓発活動もやっていきますし、それから地元自治体の方にもいろいろお願いしたいというふうに思っております。

さらに、内水対策につきましては、我々も排水ポンプ車というものを持っておりまして、6台でございますが持ってありまして、緊急時には排水ポンプ車の配備もやりたいというふうに思っております。

次に、地震対策でございます。地震につきましては、津波による浸水被害の発生が懸念されます。特に、河口部の樋門に対しまして耐震補強をやっていきたい。また、地震後にも出水があるかもわかりません。そういった被害の状況とか、あるいは社会的な状況を一度検証しまして、その影響の程度が著しい施設については対策を引き続きやっていきたいというふうに思っております。

また、中程に書いております高潮につきましては、波浪ですね、波という越波被害がございますので、その高潮堤防をつくっていきたい。

それから、上流のダムにつきましては、まず初めに早明浦ダム、これは洪水調節容量、いわゆる洪水が来たときに水をためる容量でございますが、それを増大させたいと。

それから、先ほど濁水の問題がございましたけれども、水位が低い空の状態でも中小洪水が来ると水が濁るといこともございますので、その辺の対策として、低い貯水でも確実にいいところの水を流せるような、そういった放流施設を改築していきたい。

それから、柳瀬ダムにつきましては、放流施設を新たに新設したいというふうに思っています。柳瀬ダムは今、ゲートが高い位置にしかございませんので、空の状態で洪水が来ますと、高い位置にたまるまで水を流すのを待たなければならないという、ちょっとそういう状況がございます。したがって、それによりまして、下流には少し急激な放流になるケースも見られますので、そこら辺を改善したいということから、低い位置にゲートをつけたいということでございます。

それから、池田ダムにつきましては、御存じの方もあるかも知れませんが、去年の14号台風のときに、ちょうど高速道路の下の方の貯水、水がたまっている部分でございますが、あのあたりの家がちょっとつかりました。あの辺で堤防とかあるいはかさ上げといったものも今やっておりますが、引き続きやっていきたいということで書いてございます。

それから、これは防災関連施設の整備ということで絵を載せてございますが、御存じのように、水防の作業場所とか、あるいは水防資機材の備蓄もやって、あるいは水防倉庫も整備していきますが、これに加えまして、このような河川防災ステーション、こういう雨が降っているときには水防の基地になったり、皆さんの避難場所になったりします。ということで、そういうものを、次の絵をお願いします、上に石井防災ステーションというのがございます。今、これは既にありますけれども、中鳥のところにもう1カ所、防災ステーションをつくってきたいというふうに考えております。

それから、それ以外の防災関連施設でございますが、まず排水ポンプ車につきましても、今持っているわけでございますけれども、内水の氾濫があったときには応急的な対策として排水ポンプ車等を派遣しますが、そのときに必要な作業の場所、そういったものを整備したいと思っておりますし、それから真ん中に書いております 番ですが、側帯の整備ということで、これは水防活動なんかをやるときに土砂が要りますので、そういった土砂を備蓄しておく場所ですね、それを堤防にくっつけてつくるわけでございますが、そういったところもつくっておきたい。

それから、 番目にありますように、光ファイバー網の整備ということで、水防活動をしたり、避難誘導をするときに活用するために、水位とかあるいは雨量の観測設備、それから河川の監視カメラとか、そういった光ファイバー網、これは情報を送るということでございますが、そういったものも整備してきたいというふうに考えております。

それから、これは旧吉野川の方の対策でございますので、旧吉野川についてもこういうふうに書いてございます。同じように場所ですね、それからこれが全体の整備箇所の予定箇所でございます。それから、これが旧吉野川の河道の方の掘削も同じようにやりますと。それから、橋がございまして、橋も径間が短かったり高さが低かったりということがございますので、そういうものも改築していこうということでございます。同じように地震対策も、旧吉野川は特に地盤に弱うございますので、そういう対策をやっていきます。防災関連施設につきましては、本川と同じような形でやっていきたいというふうに思っております。

次に、河川環境の方でございます。先ほど、レキ河原があるというふうなお話をしましたけれども、特にここに示しましたように、シナダレスズメガヤにつきましては、この絵でございますように、一番上の絵ですけど、ヤナギが繁っていて、その横に生えているわけでございますが、これが非常に影響しているということで、まずヤナギの木を切りますと、ああいうふうな2つ目の絵でございますが、シナダレスズメガヤだけになって、そういう状態で、その次の絵でございますけれども、洪水が来ますと、川の底がああいうふうに攪乱されて、そして掘られて流されていって、一番下の絵、レキ河原は再生されるというようなことを想定しております。これは、検討委員会の中でもこういうふうな結論といたしますか、対策をお示しいただいておりますので、こういう方法でやっていきたいというふうに思っております。

それと、同じように、今度はヤナギの話でございますが、ヤナギも昭和50年から平成2年にかけて、ヤナギ類が非常に繁茂しまして、特に岩津から下流が多うございます。ああいうふうに急勾配になっているところ、ヤナギがありますと、どうしても土砂がたまりますので、それを切ってやると、ああいうふうに水で流されまして、水際はなだらかな環境といたしますか、ああいった場所ができてくるということでございますので、そういった保全とか再生をしていきたいというふうに思っております。

次に、それ以外にも川の中にはいっぱい木が生えているということがございます。その分につきましても、いろいろとどうするのだという部分がございますが、場所場所によって特徴がございますので、その個別の箇所ごとにどんなふうに管理していくのかということを引きちと議論しまして、そして今の状態、治水であるとか環境であるとか、あるいはその場所の風土であるとか、そういった部分から評価をいたしまして、適正な管理に努めていきたいというふうに思っております。

それから、次に河川空間の話でございますけれども、河川空間の整備につきましては、最初に人と川との触れ合いに関する施設の推進ということで、ここには吉野川本川の例を示してございますけれども、御存じの方もおと思いますが、美馬市の「子どもの水辺四国三郎」を「水辺の楽校プロジェクト」という形で整備をしてまいりたいと思っております。今、既にやっておりますので、引き続きやっていきたいというふうに思います。それと、これは今、旧吉野川の方でございますが、今度は水辺プラザ、これはちょっと北島町の方に整備したいというふうに思っています。

次にダムの関係でございますけれども、ダムにつきましては早明浦ダム、現在もダム湖

の空間利用とか、あるいはレクリエーションの施設というのも整備されておりますが、特に下にございますように水源地域ビジョン、いわゆる地域の活性化の話がございまして、水源地域ビジョンの推進ということで、既に取り組んでいるところではございますけれども、これにつきましても関係機関と協力いたしまして、積極的な支援に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから次に、今度は川の維持管理の方のことでございます。川が流れる、まず断面、河道と書いてありますが、いわゆる川の水が流れている断面の管理ということでございまして、ここにつきましては、現在も河川巡視とかやっておりますし、あるいは測量したり、定期的なモニタリング調査をやっておりまして、土砂の堆積状況であるとか、あるいは川底が上がったか下がったかと、そういった状況についてもきちっと情報をつかんでおりますし、また洪水を流すための断面積の維持、あるいは通常の水が流れる場所の安定化を図るために、川の整正とか、あるいは樹木伐採なんかもやっていきたいというふうに考えております。

それから、水が出た後につきましても、河川巡視なんかをきちっとやって、点検をして、局所的に何か掘られているとか、そういった部分については補修をしていきたいというふうに考えております。護岸とか根固めについても、同じような対応をとっていききたいと思っております。

それから、番目に書いてあります、堤防とか護岸の維持管理の部分についても、基本的には同じでございまして、平常時あるいは洪水の途中、それから洪水が終わった後、必ず点検をやって、壊れたところについては補修をやっていきたいというふうに考えております。

それから、もう1つ、一番下の方に施設と書いてございますが、これは樋門とか排水機場、これは先ほど言いましたようにたくさんございますけれども、この点につきましても、今現在、同じようにやっております、特に樋門なんかを樋門操作員の方に点検をやっていただいたり、また詳しい点検につきましては、専門家の方に定期的に点検をやっていただいております、現在、不具合とか故障とか、そういったものが発見された場合には、速やかに対策を行っているところでございます。

それから、川の管理という面では、そういったハードな面だけではなくて、許認可事務ということもやっております。当事務所では、占用地なんかですと約6700件の物件がございまして、その辺の占有なんかも事務手続をやっているわけでございますが、そういう許認

可事務につきましては、河川法に基づいてやってまいりますし、また川の中の砂利がとれるということになっておりますので、その砂利についても、砂利採取法に基づきまして適正に対処していきたいというふうに思います。

それから、真ん中に河川美化というふうに書いてございます。河川美化につきましては、いろいろと河川の清掃などしていただいております。今後も、地域の方と一緒に河川美化に努めてまいりたいというふうに思います。

それから、水防資機材。水防活動も絶対必要でございますので、そういう不測の事態に備えまして、水防資材の備蓄にも努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、これはダム維持管理ということで書いてございますけれども、上流のダムにつきましては、引き続き統合的な管理に努めますが、特にダムや、水文観測所といいますが、これは川の水位とか雨量観測所のことでございますけれども、そういった部分についても、きちっと点検基準に基づいて点検をしていきますし、それからダムに入ってきます流木、洪水のときにたくさん流れてきますけれども、そういう流木の処理、それからこの絵にありますように堆砂対策、そういったものもやっていきたいというふうに考えておりました。ちょっと次の絵には、ダムの中にああいうふうにいっぱい流木が流れてきてたまるわけでございますが、この絵は、それを全部とって回収してリサイクルで有効利用しているという例でございます。今後もこんな形でやっていきたいというふうに思っています。

それから、次に危機管理でございます。まず、河川の情報収集・提供と。ちょっと写真、絵的に示しましたけれども、このような形でいろんな形で情報を収集しまして、一般住民の方々の避難のときとか、あるいは防災活動のための情報として、各市町村にも周知いたします。また、下の方にもありますように、報道機関とかインターネットを通じても皆さんへ情報提供に努めたいというふうに考えております。

次に、地震とか洪水の対応ということでございますが、この分につきましても、河川巡視等によって、施設の被災状況について早く把握いたしまして、的確な対応をしたいと。特に不測の事態が生じた場合には、応急復旧というのも当然考えなければいけませんので、災害対策用の機械を派遣して、被害の軽減に努めたいというふうに思っております。

それから、先ほど説明しました洪水ハザードマップ、これにつきましても各市町村がつくるということになっておりますが、その辺の作成、公表や、それからあとはそれを使った訓練とかいろいろあるんですけれども、そういった部分について技術的な支援を行っていきたいというふうに考えております。水防団体はいつも水防活動でお世話になっており

ます。この部分につきましても、そういう体制とか、あるいは資機材の備蓄について情報の共有化を図っていききたいというふうに思っております。

それから、次は水害防止体制の構築という、ちょっと難しい書き方になっておりますが、いわゆる水害から、少しでも皆さんを危険から守ろうということで、水害の防止につきましては、ここに書いてございますように、やはり我々だけではなくて皆さん一緒に、地域住民の方々とか水防団とか自治体が一緒になってやらなければいけないと。自助、共助、公助というふうに書いていますけれども、そういうことが非常に大切でございまして、できるだけ被害を軽減するために、防災の体制ですね、あるいは連絡の体制、そういったものの強化を図っていききたいという話がございまして。

それから水質事故。今、これは船が沈んで油が浮いているような絵になっておりますけれども、こういった水質事故につきましても、それに必要な資機材、ちょっと周りにネットなんか張っていますけれども、そういう資機材も必要になりますし、それから体制の話も、水質汚濁防止連絡協議会というのが既にございまして、その辺を開催いたしまして、連絡体制の強化であるとか、あるいは水質事故に備えての訓練であるとか、そういったものもあわせて行っていききたいというふうに考えております。

それから、これは、そうはいつでも災害が起きてしまったということでございまして、災害復旧につきましては、出水によって漏水とか川岸の侵食であるとか、あるいは施設が破損したといった場合は、これまでもやってまいりましたが、速やかに復旧をしたいというふうに思います。特に破堤等、決壊ということが発生した場合には、被害の拡大を防止するための緊急的な対策につきましても、すぐに対応したいというふうに考えております。

次に、河川の正常な利用、あるいは機能の維持ということでございまして、これにつきましては適切な水の管理ということでございます。河川の水の量とかあるいは水質、これは常に監視していききたいというふうに思っておりますし、それから川の水を分流する、いわゆる分ける施設がございまして、そういった施設につきましても適正な管理を行いたいと思います。特に利水者につきましては、その取水する量というのが決められておりますので、そういった量をきちっと管理するために、流量計であるとか、あるいは水位計といったものをつけていって、適切な管理に努めたいというふうに思います。

それから、次に渇水への対応ということでございまして。既にご承知のとおり、吉野川水系水利用連絡協議会というのがございまして、このような会を通じまして、円滑な渇水調整をやっていききたいというふうに考えておりますし、また地域の皆様には節水を呼びかけ

るという啓発活動もやっていきたいと思っております。また既存の、いわゆる今あるダムの開発ということも含めて、異常渇水の際の対応をどうするのかということについても今後、さらに具体的に進めてまいりたいと思います。

それから、水質の保全。これにつきましては先ほど、現状のところ、今、水質は決められた基準を大体満足しているということでございますが、決してそれでいいわけではございませんので、引き続き定期的にこのような観測をやって、その把握に努めていきたいというふうに思っておりますし、先ほどの水質汚濁防止連絡協議会などもございますので、常に情報を交換しながら現状を監視していったり、あるいは地域住民の方々と一緒になって水質の維持に努めてまいりたいというふうに思います。

これは早明浦ダムの、洪水後とかあるいは渇水時の濁水放流の長期化の軽減ということで、今後とも貯水池の適正な維持管理を行うために、選択取水設備というのがございますが、きれいなところから水を選んでとれる施設でございますが、そういったものの運用であるとか、あるいはこのようにたまった泥の除去といったものについても取り組んでいきたいと思っております。

また、下の方、銅山川の先ほどの影井堰の話がございますが、これも引き続きやっていきたいというふうに考えております。

次に、河川の環境の方の話でございますけれども、吉野川本川の方につきましては、先ほどからご説明しておりますように、瀬・淵といったところがございます。アユの産卵場であるとか、あるいは採餌場になっているところが多く分布しておりますので、そういったところにつきましては、瀬・淵の保全に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、特にここの辺、上流の方は竹林がたくさんございます。これをどうするかということがございますけれども、右の絵のように、サギ類のねぐらになったり、営巣地になったり、そういうような利用も鳥がしていますけれども、それ以外にも、今後治水という面でも大変大事でございますので、堤防を整備したり、川の掘削、そういったものが必要な箇所につきましては、治水との整合をとりまして、その竹林をどのように残していくのか、極力残す方向で考えておりますので、そういった方向で検討していきたいというふうに思います。

それから、これは川の連続性、いわゆるアユなどが遡上したり降下したりしておりますので、途中に、これは柿原堰の写真でございますが、上りやすい、あるいは下りやすい

川づくりといったところで、川の連続性の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、これは吉野川の河口干潟の関係でございます。これも干潟を保全していこうと。それから、旧吉野川についても、同じように水際の環境の保全について書いてございます。これも旧吉野川第十樋門のところの魚道のところでございます。

今度は河川景観の維持ということで、吉野川本川のことで少し書いてございますけれども、川の掘削につきましては、緩い勾配であるということでございまして、そういうことによりまして、オギとかツルヨシ群落の多様な水際の植生なんかは回復を図れるというふうに思っておりますので、そういった部分については、先ほどご説明したような形でやっていきたいと思っておりますし、それから竹林の話につきましては、放置された竹林を、できれば住民の方と一緒に保全に努めていきたいというふうに、管理に努めていきたいというふうに思っております。これは同じように旧吉野川の件でございます。

それから、河川空間のことでございますけど、河川空間につきましては、その整備と利用ということでここに書いてございますように、特に吉野川の中流域につきましては、水辺に残された竹林との調和を図りながら、沿川地域に密着した多目的な広場として管理をしていきたいと。高水敷なんかではスポーツ等のレクリエーションが行える、そういった空間管理を行っていきたい。それから、河口の方でございますけれども、河口の方につきましては、広大な自然景観とか自然環境を生かした親水空間ということで、市街地に接した河川として、高水敷における利用をどう高めていくかということで、スポーツレクリエーションの場になるように管理していきたいというふうに思っております。

それから、川に親しむ取り組みということでございまして、ここには少し絵が入っておりますけれども、水生生物調査、何か子供たちがこれをやっておりますが、子供たちの環境教育への積極的な支援といったこと、それからボランティアによる清掃活動をやっていただいておりますので、それなどの地域住民とか関係団体との連携をして、河川愛護活動なんかにも積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、今後に向けてということで、最後の章でございます。4つほどここに書いてございます。1つは、先ほどから出てまいります情報の発信と共有ということでございます。これにつきましては、吉野川の特性を生かした河川整備を進めるためには、やはり公開講座等の開催をしたり、あるいはホームページや広報誌を通じまして情報を発信していきたいというふうに思っております。住民の方々とそういう情報を共有化したいというこ

とでございます。また、過去に起こった災害なんかにつきましても情報共有を図りたいということで、災害文化の継承ができるように努めてまいりたいと思います。

それから2つ目。地域住民、関係機関との連携・協働ということでございます。これも、先ほどから出てきておりますが、やはり洪水によって被害が起こるといったことではいけませんので、その辺の発生の防止とか、あるいは軽減を図るために、あるいは環境を保全していくために、その地域住民の方と連携して、それぞれの立場でそれぞれの役割を認識していただきまして、一層協働した取り組みにしていきたいというふうに思っております。

それから3つ目、これはIT、情報技術の活用ということでございまして、災害が発生したときに、リアルタイムといいますか、一刻でも早くその情報をつかんで対応しなければいけないということでございます。そういった面で、自治体と、それから我々河川管理者が協力いたしまして、その被害の情報を少しでも早く収集、共有できる体制をつくっていきたいということの調査、研究をやっていきたいというふうに考えています。

最後に、河川整備の調査研究ということで、川につきましてはいろいろと管理上の問題もございますし、そういったものを解決していかなければいけない。それから河川管理にかかわる新しい技術というのも開発していかなければいけない。そういった分野につきましては、そのデータを蓄積して、今後、調査・研究に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、5章までのご説明を終わらせていただきます。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。

今、5章までの説明が終わりました。ちょうど、今回の住民の会の前に、学識者会議が開かれました。そこについて、若干ご報告をお願いしたいと思います。

河川管理者

冒頭にも少しご説明しましたが、先週、6月27日に吉野川の学識者会議でのご意見をいただきました。その中で、さまざまな意見がございましたけれども、これらの意見につきましては素案への反映が必要であるというふうに考えておりまして、それに対する我々の考え方を、ここで報告がてら少しご紹介させていただきます。

大きくはこの3つでございます。まず1つ目、一番上からご説明いたしますと、ここは流域とか河川の概要といった分野の中で出てまいりましたが、森林の現状とかあるいは課題というのをもう少し整備計画の中に書いたらどうかというご意見でございます。これに

つきましては、河川管理者、我々といたしましても、森林の機能というのは重要であるというふうに考えておりました、記載を充実したいというふうに思っております。ただ、森林につきましては、河川整備計画の中で記述する内容にはおのずと限界がございますので、河川管理者にできない部分につきましては、関係機関に働きをかけていきたいというふうに思っております。

それから、中程にあります流域の治水ということでございます。これは本川ではございませんが、旧吉野川の方の南海地震の対策のことで、先ほど少し説明いたしましたが、あそこは地盤が非常に悪うございますので、液状化が想定されています。それによりまして、堤内地、いわゆる堤防の内側、皆さんが住んでおられる家がある側でございますが、その地盤が沈下する可能性がある。そういった部分についても考慮すべきであるということで発言がございました。これにつきましては、洪水によります、そういう被災のリスクというものは当然把握していかなければいけないと思っておりますし、同時に流域自治体の方、あるいは住民の方とも協力をいたしまして、万が一そういった事態になれば、被害軽減のための施策を推進していきたいというふうに考えておりました、そこら辺につきましても、追加してこの整備計画の中に書いていきたいというふうに思います。

それから最後、3つ目でございますけれども、これは環境の分野でございます。先ほどからご説明しておりますが、治水の分野についてはいろいろ具体的に書かれているが、河川環境については、やっぱりやるべきことをもう少しはっきり書いた方がいいのではないかということのご意見がございました。これにつきましては、河川環境ということの目標設定でございますが、治水のように、なかなか明確に具体的に目標を設定するというのは、環境分野は非常に難しい部分がございます。したがって、学識者会議もまた今後、当然でございますので、そういった場でも、ぜひ具体的な河川環境の目標について、先生方からもご意見をいただきながら、できるかぎり素案の中身に反映したいというふうに考えております。

以上で、前回の学識者会議の指摘事項といえますか、ご意見に対する我々の考え方を少しご説明させていただきました。

ファシリテータ

どうもありがとうございました。

会場の電気の方をおつけください。今でやっと前半部分、それから後半部分の説明を終わりました。それで、少し会場の方を変えます。5分程度、ちょっと準備させていただきます。

きまして、その後、きょうのご参集の皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。5分程度かかるとは思いますが、ちょっと休憩に入ります。またご連絡をします。それで、後ろの方については、後ろの黒幕だけ、ちょっとおあげください。またスライドを使うようになりましたら、適宜、それを閉めてもらうかもしれませんが、当面ちょっと後ろだけおあげください。前の方の黒幕、なかなか大変ですので、このまま置かせてください。それでは、ちょっと机の配置を変えます。コモンズメンバー出てきてください。それから、ちょっとスライドの方でお願いがありますが、きょう参集の皆様の方に資料がないので、一番最後の学識経験者の方のスライドだけが資料配布されておりませんので、それだけちょっとそのままおつけください。一番最後の学識の方の分だけです。それ以外は皆さんの方のお手元に今資料があるかと思しますので、お願いいたします。

後半の進行上、両脇のスクリーンをそのまま生かさせていただきます。真ん中の方、ちょっと見えにくいかもしれませんが、スライドを使う場合は両サイドです。恐れ入ります。ちょっと真ん中だけ、前の意見交換用に少し場を使わせてください。

そうしましたら、皆さん、一応再開は前の時計で4時5分に再開させていただきます。4時5分から再開させていただきます。

〔午後 3時57分 休憩〕

〔午後 4時 3分 再開〕

6) 吉野川水系河川整備計画【素案】についての質問と意見

ファシリテータ

では、そろそろ再開したいと思います。ただいまより今回の国交省の素案に対する皆さんのご意見を伺っていききたいと思います。きょう私の後ろにおりますのがNPO法人コモンズのメンバーでございまして、代表理事の喜多、それから会員の田村、理事の花岡、それから応援の郡でございます。この5名でやっていききたいと思います。

まず最初に、今からご発言いただきますが、1つだけルールですね。一応きょうは皆さんお手を挙げていただいてお名前とご住所、これは詳しくは要りません、ご住所ということで、それをお願いいたします。それから、発言につきましては今、皆さんのご意見が漏れないようにということで速記をとっているということですので、ちょっとご面倒ですが、マイクの者が参りますので、マイクでもってご発言をください。

それから、きょうご参加の皆さんにつきましては、なかなか発言がしにくいという方は意見用紙があります。意見用紙に書いていただきまして、主催者の意見用紙であれば、

そちらの方の受付の方へお渡しください。それから、どうも名前もちょっと知られたくないなという方は、帰りに、こちらのコモンズメンバーの方へお出しください。参加者の方にお願ひがあります。参加者の皆さんからのご質問等々ある場合に、一応その場でご起立になって、ご所属とお名前を表明されてからご発言いただきたいというふうに思ひます。

それでは、今から皆さんのご意見を賜りたいと思ひますが、一応挙手ということで。マイクの方、よろしいでしょうか。はい。そしたら、どこからでも結構でございます。きょうのところですが、最初のグラウンド・ルールであるとかあるいは進め方であるとかあるいは素案ですが、もしこの素案の内容であってページがわかれば、何ページのことについてということ言っただけであれば結構ですし、もしなければ、それは全くフリーで結構でございます。そしたら、挙手から願ひいたします。

お2人、どちらでもよろしいですか。3人。ちょっと最初のお2人が速かったので、最初こちらでよろしいでしょうか。では、行かれてお2人目で3人目ということで、最初3名の方にお伺ひをしたいと思います。恐れ入りますが、ご起立いただいてマイクをこちらの方から入れます。次の方はこちらの方でご準備ください。お名前とお所をですね。マイクを願ひします。はい、願ひいたします。

参加者（Aさん）

吉野川市に住んでおりますAと申します。きょうの吉野川流域住民の意見を聴く会のグラウンド・ルールについて質問と意見を述べさせていただきます。

まず、質問なんですけれども、きょう出された意見であるとか用紙で出した質問であるとかはすべて公開してということで、情報公開という意味で大変歓迎するとか、当たり前のことをしていただいているのですけれども、一番肝心なところの情報公開は、出された意見が計画に反映されるか、されないかということをもた次の機会に答えていただくということなんですけれども、その反映されるか、されないかを決定する場というのはどこなんでしょうか。その決定する場での議論は公開されるんでしょうか。その決定するに当たっての根拠となるデータなども、一番公開が必要なのはその部分だと思うんですけれども、その辺のご回答を願ひします。

ファシリテータ

はい、どうもAさん、ありがとうございました。グラウンド・ルールについてですね。そうしますと、ちょっと確認させていただきますが、きょうの資料の中にグラウンド・ルールというのがありまして、今のご質問では特に、一番最後の方に「意見の反映につい

て」というのがありますが、このあたりの公開であるとか決め方ということでしょうか。これについてのご質問ということですね。わかりました。

そしたら、河川管理者の方にちょっとお願いがありますが、もしかしたらまだ決まっていないかもしれません。答えられる範囲になるかもしれませんが、今ご質問としては吉野川市にお住まいのAさんの方からこのグラウンド・ルール、特にこの最後の方の意見の反映について、その公開性であるとかあるいは決め方、決まっていれば、こういうことでよろしいでしょうか。

参加者（Aさん）

結果を公開していただくのはわかるんですけど、その結果を決める過程の場所はどこかということで、その内容も。

ファシリテータ

結果の公開の一個手前の、プロセスとか過程ですね。そこがどこで決まるのかとかいうふうなことでしょうか。

参加者（Aさん）

はい。それと、その議事録の公開。

ファシリテータ

意見が反映されるときのプロセスの議事録の公開とか、その辺がどうでしょうかというふうなご質問ですね。なかなか難しいかもわかりませんが、よろしくお願いします。できましたら一応ご起立いただきまして。

河川管理者

河川調査官の大谷でございます。今のご質問はなかなか厳しいご質問なんですけど、すべての質問に対して、質問の中身・内容にもいろんなレベルがあると思います。何でもかんでもそのまま過程がお話しできるものがあるのかどうか、いろんな場合が想定されますので、一概に全部このようにお話しするということは言えません。今の段階ではちょっと言えない。できる限り情報は出していきたくて。今日のような会議でも、今、堤防はどこがあります、ありません、どこの堤防をつくりますということを出していつているのですが、それと同じように、できる限りの情報は出していきたくてというふうに思っております。

ただ、質問の中でも、ただ単に公園をつくってほしいとか、水辺に入れるようにしてほしいとか、いろんな形のものも出てくると思います。それらについて一つ一つすべてを技術的に説明するのはなかなかできるものがあるかどうか、確約的に今全部をお話ししよ

うというのは難しいかと思いますが、国土交通省としてはできる限り情報を出しながらやっていきたいと。ちょっと申しわけありませんが、今の段階では、具体的にどの箇所どの物についてというのがない限りは、ちょっとそういう答えしかできませんが、それによろしいでしょうか。

ファシリテータ

わかりました。今のちょうどAさんのご質問の中に、その対象ではなくて検討過程ですね。その検討過程についてその公開性はどうかということですが、その辺ちょっともし。今ご回答が少しなかったようなんですが、検討過程についての公開性とか。

河川管理者

今言ったのは、まさにそういうつもりで言ったんですが、ものによって検討過程が違うということなんですよ。明らかに、例えば河川管理者のルールとして、やるもの、やらないものがございます。単純に、今ある堤防が目の前邪魔だからのけてくれというようなものなら検討も何もなし。その場で、それはできませんということになるかと思えますし、今ここの堤防が弱いと。これをもっと補強してほしいというような場合、当該箇所の堤防だけじゃなくて全体の堤防をチェックしながら本当にそこがいいのか悪いのか、悪いのはどこなのかというような、かなり微妙な検討になってくると思います。その場合どこまでお話しができるのかというようなことを含めての話だったので、物がはっきりしないというか、質問というよりも、対象となっている物に応じてレベルは変わるだろうということをお答えしたわけです。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。今そういうふうなご回答ですが、ご質問のAさん、いかがでしょうか。

参加者（Aさん）

回答はちょっと、満足できるものではないのですが、具体的なものが出てからということですが、だれが考えてもデータに基づいて説明してほしいというものの種類については公開いただけるということで、そういうお答えでよろしいんですかね。

ファシリテータ

そういうことでよろしいでしょうか。

河川管理者

もちろん、データのあるものでそういうものについては、できる限り公開していきたい

ということで結構だと思います。

ファシリテータ

よろしいですか。

参加者（Aさん）

それと、もう一言。

ファシリテータ

では、ちょっとほかの方をお願いして、また後からということで、すいませんが、ちょっと先に。今のに関連してですか。それ以外の。

参加者（Aさん）

関連してです。今の件で。

ファシリテータ

では、はい。

参加者（Aさん）

このグラウンド・ルールについて、進行を第三者的な中立的な立場のコモンズさんをお願いされたということで、いいかなと思うんですけども、私が希望するのは、そういう住民意見を反映する決定過程自体を公平な第三者的機関でやってほしかったという思いがあります。他県で取り入れられている流域委員会方式というようなものを、どうして採用できなかったかということちょっと思っているんですけども、これは意見を言うだけで終わりたいと思いますので、また今後の検討課題ということでよろしくをお願いします。

ファシリテータ

わかりました。Aさん、今のは質問じゃなくて意見ということですね。意見につきましては、今私どもが出ておりますが、こういった私どもが決まる前の過程から参加型・公開型でというようなことでしょうかね。そういったご意見、あっ、違いますか。では、もう一回ちょっと正確をお願いいたします。もう一度お願いいたします。

参加者（Aさん）

流域整備計画を決める今、素案が示されておりますけれども、さまざまな方の意見を聞いて最終的に決定するという、その決定の場に中立性を持たせてほしいと思います。今のこのやり方では、その決定の場はやはり国交省の内部になっていますので、先ほどのお答えのように、すべて公開できないものもあるかもしれないということなので、その辺の透明性が今後もっと高まるようなやり方を検討していただきたいということです。

ファシリテータ

わかりました。失礼いたしました。進行者ではなくて進行の場の、ということによるんですね。はい、わかりました。ご意見いただきました。

では、そちら側の方、お願いいたします。恐れ入りますがご起立いたしてお名前とお住まいですね、お願いします。

参加者（Bさん）

東みよし町のBです。私からは2点ほど意見をお願いしたいと思います。1つは河道掘削と河床掘削ですね。それと堤防法線に関する事、それとあと環境の保全という観点からお願いしたいと思います。

洪水対策でやっぱり一番大事なのは、とにかく洪水時の水位を下げるということが一番大事だというふうに常々言われていると思います。それで河床掘削というのは、必要箇所はどんどんやっていただきたいと思うんですが、この例えば附図 - 16ページに。

ファシリテータ

ちょっとお待ちください。附図 - 16ページ。きょうの素案の16ページですね。

参加者（Bさん）

素案の16ページではなくて、附図 - 16ページです。

ファシリテータ

附図 - 16ページ。そうしますと、皆さんのお手元の資料、あるいはスライドは出ますでしょうか。ちょっとだけお待ちくださいね。附図ですね、ごめんなさい。したがって、皆さんのお手元の資料の後ろの方に図がいっぱいいついていますね。その附図 - 16を見てください。そうするとまず、これをあけていただいて。スライドの方はまた適宜、間に合った段階でお示しくください。もし間に合えば。では、そのまま進めてください。附図 - 16ですね。

参加者（Bさん）

そうすると、この高瀬谷川というのが。私は知っているのですが、皆さんはわからないかもわかりませんが、上側の方から流れてくる川で右の方にある川なんですね。ここに高瀬谷という川があるんですね。

ファシリテータ

この図のどのあたりでしょうかね。

参加者（Bさん）

右の方です。

ファシリテータ

「吉野川」より。

参加者（Bさん）

下流ですね。下流側です。

ファシリテータ

では、この図の右側ですね。

参加者（Bさん）

右側です。それで、これは左岸から流れてくるということですけど、この直上流というのは非常に河道幅が狭くなっておりますよね。

ファシリテータ

そしたら、ちょっとだけお待ちください。ここですね。

参加者（Bさん）

ええ。

ファシリテータ

では、ちょっとお借りします。皆さん、この附図 - 16の左下の「吉野川」の上のあたり、このあたりですね。

参加者（Bさん）

そうですね。

ファシリテータ

もし図が出たら。ちょっともういっぺん確認いたします。今言われたのが附図 - 16の吉野川の北側、このあたりですね。はい、ありがとうございました。失礼いたしました。

参加者（Bさん）

この付近というのは非常に低水路幅が狭くなっているんですね。今、河床掘削という表現で、私から言えばごくわずかな範囲を掘削するようになっているということになるんですが、先ほど言ったように、洪水時の水位を下げるということからいえば、河道を拡幅するということが非常に大事になってきますよね。それと堤防の位置も、それに伴って非常に大事な要素になってきますね。河道を拡幅するためにはやっぱり堤防の位置も余裕がなければならないと。特にここについては、堤防までに非常に余裕がありますね。

洪水時の水位を下げるというのは安全性を高めるというだけでなく、上流側の水位

が下がってきて今、加茂の第1箇所では堤防をやられようとしておりますが、山口谷川の合流点付近ですね、あのあたりというのは堤防ができて多分、内水被害というのはなくなるといふふうに思います。その内水被害を軽減するためには、やっぱり洪水時の水位を下げるということが非常に大事だといふふうに思いますので、この河道掘削、河道を拡幅するという観点で、そこは大きくとってもらいたいといふふうに考えます。

そして、東三好橋のすぐ、ちょうど真ん中よりちょっと左側になっているところですね。あの箇所についても、堤防との関係もあるでしょうが、その上流の左岸側、上側になるところの部分ですね。その部分、堤防との距離で高水敷を幾ら残せるかというものがあるかもわかりませんが、そこもどないか工夫して、河道掘削を大きくやってもらいたい。そうすれば、上流の内水被害というのが若干でも軽減されるのではないかなといふふうに思うんです。それで。

ファシリテータ

そこで1回切ってもいいですかね。まずちょっと、今お2つ出ておりますので、最初にご質問は2つということでしたが、まず1つ目ということにさせてもらいたいと思いますが、今のご意見でよろしいのでしょうか。

参加者（Bさん）

意見ということで結構です。今のは、すぐ答えるというのは難しいと思うので。

ファシリテータ

はい。では、ちょっとそのご意見を確認しますと、1つ目は今この図の方に出ているところについて、当初素案の方では図として河道の掘削であるとか河床の掘削が出ておったけれども、そこについては、場所に余裕があればもう少し堤防を広げる方向でといふふうなことのご意見ということよろしいでしょうか。

参加者（Bさん）

いや、低水路を広げるんですね。

ファシリテータ

このあたりで低水路を広げるというご意見ですね。2点目ももう一度確認したいと思いますが、もう1つは河道掘削を、今ご指摘のところについてはもうちょっと大きくとってといふふうなことですか。

参加者（Bさん）

そうです。あの2カ所についてはですね。

ファシリテータ

大事なことですので、一応もういっぺん、箇所だけ確認します。いいですか。

参加者（Bさん）

下流側のところは書いてないので書いてください。そちらでなくて上側、その部分です、はい。そこです。

ファシリテータ

わかりましたか。控えていただけますでしょうか。よろしいですか。書けましたね。はい、わかりました。では、もう1点。

参加者（Bさん）

もう1点、これは堤防法線の話なんですよ。

ファシリテータ

堤防の法線ですか。

参加者（Bさん）

設置位置ですね。

ファシリテータ

設置位置の話ですね。

参加者（Bさん）

はい、これは次の附図 - 17ページ。次のページです。

ファシリテータ

では、ちょっと附図 - 17ページをおあけください。

参加者（Bさん）

三三大橋から。三三大橋がそこにあるんですが、加茂谷川がちょうどその右の方ですね。下から流れている川が加茂谷川。もっと右です。もっともっと右です。そこですね。それが加茂谷川になるんですね。加茂谷川から下流については今、堤防整備が進められておるわけで上流側についてはまだ全然示されてなかったと思うんです。

ここについて私の考え方といいますか、三三大橋の下流に高島という場所があるんですね。そこが高島なんです。ちょっとわかりにくいんですけど、間に小さな溝のような流れがあるんですね。そこを高島へ行くのに潜水橋を渡って高島の方へ行くというような景観になっているんですね。ここの場所というのは、今こういうふうに堤防の法線を示されると、これが本当にもうひとり歩きしてしまうんですね。私は、この高島というのは歴

史的な文化的な景観だと思うんですね。堤防の設置位置によっても、この高島が島であったということが全く残せなくなってしまうことになるんですね。それで、もう少し川幅を広くとるということだって可能なわけですね。今これで決めてしまうというのではなくて、昔のように潜水橋を渡って島へ渡っているというような、そういうような景観ですね。今までの歴史的な景観、そういうものも残るようなそういう堤防法線だって選択のしようがあると思います。

堤防位置によっては、今まで浸水していたところを締め切るわけですから、堤防位置を川の方へ出すことによって上流側というのはやっぱり水位が上がってくるわけですよ。そういった観点からもできるだけ堤防幅を広くとるという考え方もあるわけですね。そこは地域の土地所有者との関係ももちろんあると思いますが、今ここでそういう決定事項のように示すというのは、私はここではちょっと、何か太い点線で示すとか、そういうことで表現をしていただきたいと。もう今計画中のところについては実線で示すのは、それは当たり前の話なんで、やっていただきたいんですが、こういうところについてはいろんな意見をくみながら、堤防法線も何案か、環境に配慮する、文化的な景観に配慮するとか、例えば開発のバランスをとるためにどの法線がいいのかとかいうことがあろうと思うので、当面すぐにやる予定のないところについては太い点線で示していただきたい。そうでないと、この法線というのがもうひとり歩きしてしまうということで、表現をできれば変えていただきたいなというのがあります。これが2点目です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。今の参加者の方からはご意見というふうなことでございましたが、河川管理者の方、よろしいでしょうか。何かありましたら。はい、どうぞ。

河川管理者

徳島河川国道事務所の河川調査課長の赤澤と申します。よろしく願いいたします。

今2点について、山口谷川付近で将来内水被害が起こるであろうということで、その部分での河道水位というのはできるだけ低くあるべきだということで、下流での河岸掘削ですか、高水敷部分の横掘削みたいなものをできるだけとってということだったかと思えます。これに関しまして、将来的に堤防工事するために、堤防については将来の150分の1の位置で、150分の1の、岩津でいきますと18,000m³/sが流れる位置ということで決めさせていただいておいて、今回の対象である16,600m³/sが流れる分だけ、河床掘削をとりあえずしているということでありまして、16,600m³/sが計画高水

の中で流れるという状態になるように、実は少し上流の方に流下能力が厳しいところがあるようで、そこに向けて河床掘削をやっているということのようであります。まあ。

ファシリテータ

恐れ入りますが、簡潔にお願いします。

河川管理者

はい。ということでありまして、対岸のところも切っておりますし、16,600m³/s 流れる分量というのは一応この部分で切っておるということではありますが、少しその部分についても検討してみたいと思います。

それから、上流の加茂第2箇所と呼んでおりますけれども、三加茂町の堤防部分の堤防法線の議論だったかと思っておりますけれども、その部分につきましては我々としては、川幅を広くとればとるほど使える堤内の幅も狭くなるし経済的なものもあるということもありまして、大体同じような川幅でセットしていると思っておりますけれども、こういう法線で今考えておりますということです。今、歴史・文化にも配慮して後ろの法線をということもありましたので、少し検討してみたいというふうに思います。以上です。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

参加者（Bさん）

すいません、もう1点は、環境の方のところちょっと意見を言わせていただきたいんです。

ファシリテータ

はい、どうぞ。

参加者（Bさん）

今、環境保全ということで多自然型川づくり、それから外来種の除去だとかいうことがこの素案の中に書かれておりますが、私もアユ釣りが専門で、川の環境というのが工事によってどのように変わるかというのをずっと見てきたわけなんですけど、既に行われた河川工事について、これも失礼な言い方になるかもわかりませんが、これははっきりちょっと言わせていただきたいと思うんですが、やっぱり相当環境が悪化しているという、これはきちんと認めて、それをどう対策していくかということをやっぴり考えなきゃいけないというふうに思います。

多自然型川づくりというのは、いい事例もあれば、ものすごく悪い事例もあるんです

よね。これはきちんと評価して、このやり方がいいんだ、悪いんだというのをやっぱり評価しなきゃいけないと思うんですね。その評価を、やっぱり中だけでやっている、専門家の意見を聴いても「ありがとうございました」ということで終わってしまうおそれがあるんです。だから私は、ちゃんと住民も入ってオープンなところで議論をして、そしてそれがこういう専門家の意見があったんだということが広くわかるようになれば、そしたら河川管理者としても、自分はこういう意見を受けているのだからちゃんと対応しているんだということになっていくんですね。自分を律することができると思うんですね。そういう意味からも多自然型川づくりとか、その多自然型川づくりの工法について、やり方についてはきちんと評価してもらいような制度をつくって、オープンな場で評価をするという制度をつくって改善に努めていただきたいというふうに思います。

そして、環境保全というときにはトータルで物を考えなきゃいけないので、指標をやっぱりちゃんとつくるべきだと思うんですね。例えば水辺の自然度。例えばですよ、これは、水辺の自然度として、自然な河岸の延長が幾ら。例えば岩津から河口までだと約40kmですね。すべてが自然の水辺だったら40kmというような指標をつくる。例えば、それがすべて人工的に改変されたらゼロという評点を与えたら、これは自然度はゼロkmになったんだと。こういうような評点を、これは例えばの話で、こういう評点をつくってそれを10年ごとに河口から追っかけてみる。簡単に評価軸をつくって、それでどういうふうに移り変わってきたのか、そして将来に向けてちゃんと改善していけるだろうかという、こういう指標をやっぱりちゃんとつくって管理してもらいたいなというふうに思います。

余り長くなるので、こういうことでお願いいたします。

ファシリテータ

はい、わかりました。今のご意見ということでよろしいでしょうかね。環境関係の評価ということと、それに対して、内だけではなくて開かれたところというふうなところと、それとトータルな面での評価軸というふうなところと、よろしいでしょうか。

では、大変お待たせしました。どうぞお願いいたします。マイクの方お願いいたします。

参加者（Cさん）

立ってやるんですか。

ファシリテータ

では、最初だけちょっとお立ちいただいて、あとは。

参加者（Cさん）

つるぎ町のCと申します。

ファシリテータ

はい、よろしくお願いします。

参加者（Cさん）

私は貞光川沿いに、吉野川からの近くにアパートを経営しておりますけど、16年17年の台風はもう10cmぐらいまで水が来たんですわ。

ファシリテータ

すごく来られた。

参加者（Cさん）

水がね。それで、これはどうしたもんかと。保険は十分入っとるけど。8戸まえ。つけたらお国も損じゃしわしも損じゃと。価値観が下がってしまうと。それがために、そのところからヨシを刈ったり立ち木を切ったり、川の全部近所を今も管理しておりますわ。これを言うていっても、だれもしてくれん。

ファシリテータ

川の中のヨシとか。

参加者（Cさん）

中の木。

ファシリテータ

川の中の木を切られてると。

参加者（Cさん）

うん、切ってくれんから。あんたがおっしゃるヤナギからいろいろ木が生えるんですわ。それにバラ。バラは切っても切っても芽が出るんですわ。始末が悪いんや。これ全部写真を50枚ぐらい撮っとるんですわ。16年17年、ことしも撮りよるんですわ。そういう機会があったら見てもらたらと思うんです。言うていってもしてくれん。してくれんから、自分の城を守るためには自分が頑張らなしゃあない。そういう意味で川の手入れをしとるんですわ。嫌なことも言うけど、それでも、ことしもずっとヨシを刈ったり全部しとるんや。

ファシリテータ

はい。

参加者（Cさん）

それで、1人でせないかんのが、どこへ言うていったらしてくれるんかいなと思っても、

してくれまへん。それで堤防も全部、草を刈ったりして、その写真も全部撮っとるんですわ。仕上がりから全部。粗から仕上がり。

ファシリテータ

はい。

参加者（Cさん）

前年度も撮り、ことしも撮っとるんです。ことしは、もとのように生えとるけどね。

ファシリテータ

はい。

参加者（Cさん）

それで、どういうふうにしたら、どういように処置してくれるんか。

ファシリテータ

困ってるというような。

参加者（Cさん）

わしも年やけん、もうくたびれる。あのサイズが500mぐらいあるんや。

ファシリテータ

わかりました。500mぐらいあって。

参加者（Cさん）

うん。その草を刈りよるんや。そしたら、チェーンソーで刈ったらえらいで、鎌で刈る。けがしたって一銭にもならんぞ、笑われるだけやと。水門の横から全部生えとるのを全部刈るんですわ。これは、人間はうそでない。印は残ってますけん、またいつでも。どいうところへ言うていったらしてくれるんか。

ファシリテータ

それをちょっとお聞きしたいということですか。

参加者（Cさん）

お聞きしたい。

ファシリテータ

場所をもう一度、どちらの方ですか。

参加者（Cさん）

貞光橋から。

ファシリテータ

貞光橋から、吉野川の中。

参加者（Cさん）

うん。吉野川の鉄橋があるでしょう。

ファシリテータ

吉野川の鉄橋のところ。

参加者（Cさん）

うん、国道の下。

ファシリテータ

国道のですね。ちょうど貞光の道の駅があって、その東側ですか。

参加者（Cさん）

そうそう。

ファシリテータ

それで、鉄橋がありますよね。

参加者（Cさん）

うん。その国道の下も、もう山になっとったのを切ってしもたんや。

ファシリテータ

あのあたりですね。吉野川があって、国道の下あたりになりますね。

参加者（Cさん）

うん、国道の下に向けて。そしたら、それから上に向けて1000mもあるかな。全部やったら500、いや、もっとある。

ファシリテータ

国道192号から、貞光の道の駅の。

参加者（Cさん）

いや、そっちと違うんや。上の方へ向けて。剣山の方へ向けて。

ファシリテータ

剣山の方に向けてですね。貞光川の河口付近ですかね。

参加者（Cさん）

うん、河口付近やな。

ファシリテータ

ちょっとそういうふうなご質問がありました。

参加者（Cさん）

うん。もう、1人ではたまらんで。応援してくれと言うても、だれもしてくれん。金のないのは。

ファシリテータ

今Cさんの方からは、貞光川の吉野川の合流部から1kmぐらいのところですっと木を切っているけど、どこへ言っていったらいいのかというふうなところですね。

参加者（Cさん）

そうそう。ちょっと見にくいけど。

ファシリテータ

しばらくお待ちください。ご質問は、そのあたりで川の中にそういった木があって今平成16年17年と自分で切られていると。それで、なかなかしてくれない、こういったところですね。多分、今後の河川整備計画の素案に関する管理という面かもしれませんので。

よろしいですか。場所がもしわかりましたら、もし河川管理者の方で何か現時点でお答えできるようであればお答えいただいて、なければそういったご意見ということで承りたいと思いますので。

参加者（Cさん）

だれも手伝うてくれへんからね。わしも。

ファシリテータ

画面、映りますか。来ましたね。今あるのがちょうど吉野川で。はい。

河川管理者

ちょっと、私が行きましたので私の方から。副所長の山地でございます。今、印をつけているところでございますけれども、ちょうど県の管理区間になりまして、私どもからどうするというふうな答え方はここではちょっと勝手には言えませんので、そういうことでございますので、また少しご相談されたらどうかと思います。

参加者（Cさん）

いや、わからん。どこが境かわからんのですわ。堤防やからね、全部。

ファシリテータ

そしたら、国と県の境ということでよろしいですか。

参加者（Cさん）

うん。国と県の境はどこを基準に。

ファシリテータ

それはどのあたりですかというふうなことです。

河川管理者

境は、今の堤防から少し貞光川に上がったところが、もう国と県の境になっております。

参加者（Cさん）

どれぐらいが境か、はっきり言うてくれなんなら。

ファシリテータ

では、ちょっとこれは調べていただいてということによろしいでしょうか。今、意見交換の間に調べていただければ。

参加者（Cさん）

こんなことがわからなんなら、あかんで。

ファシリテータ

わかりますか。

河川管理者

はい、ちょっと待ってください。

ファシリテータ

では、ちょっと調べていただきますね。今のご質問は貞光川のところの樹木。どうぞ。ご所属については、ちょっとお立ちいただいて、お名前とお願いいたします。

河川管理者

河川管理課長の西條と申します。橋がございますけど、橋から何十m行ったところに建設省境、県境といいますが県指外という看板、60cmの90cm角ぐらいの目の高さよりちょっと高いぐらいの看板があると思うんです。それが国交省と徳島県との境ではないかなと。それで、現地の状況を見ながらというか、ちょっと私どもも見させていただきましてCさんと話をして、それは整備計画と別な世界でございますから、ちょっと現地でお話しして対処できたらなど、こんなふうに思いますけど。

参加者（Cさん）

そら橋から何mというたら、わしも大工をしとったけん、そう言うたらようわかるけん。

ファシリテータ

そしたらCさん、よろしければ、ちょっとそれを調べていただいて、この意見交換というか意見の中で、また後からお伝えするということによろしいでしょうか。

参加者（Cさん）

うん、それで結構です。

ファシリテータ

では、もしわかったら、また後からCさんの方へお伝えいただけましたらと思いますので。

河川管理者

はい、わかりました。

ファシリテータ

意見の方はこのまま続けさせてください。ではCさん、ちょっとご了承ください。

今3名の方にいただきました。まだ時間がございます。どうぞ。先に向こうの方、お願いいたします。マイクの方お願いいたします。

参加者（Dさん）

藍住町から参りましたDと申します。素案の101ページ、102ページで2つなんですけれども。

ファシリテータ

ちょっとお待ちください。皆さん、素案の101ページ、102ページですね。ちょっとあけてみますね。あきましたでしょうか。素案の101ページ、102ページ。

はい、どうぞお願いします。

参加者（Dさん）

それで、私も多自然型工法での河川工事についてなんですけれども、先ほどもあったと思うんですけれども、やはり多自然型工法もいろいろなその場所に合った工法があると思いますので、そちらの方を多自然ということなので、できるだけ生物環境、生物という視点から最善の方法をとってもらいたい、それに関しても専門家の方々ですね。例えば、魚類であったりそういう専門家に相談するというのと、それからそこに住んでいる住民の方々から意見を聞くということをやりたいという1つの意見です。

ファシリテータ

はい、わかりました。まずご意見ですね。

参加者（Dさん）

はい。それと101ページの「河川の連続性の確保」ということで。

ファシリテータ

一番上ですね。

参加者（Dさん）

はい。「池田ダム、柿原堰等の魚道の機能維持を図り」というふうにあるんですけども、河川は連続しているというのは皆さん、もう当たり前のことなんですけれども、魚は現実に今も上り続けているわけで、石井町のところにある第十堰に関しては抜本的な第十の対策のあり方を除くというふうなことで今回の素案に盛り込まれていると思うんですけども、魚道のことに関しては、やはり魚は今現在も溯上しているということで第十堰も盛り込むべきではないかなというふうに1つ提案したいと思います。

ファシリテータ

はい、わかりました。今のは最初がご意見で、2つ目が提案ということですね。

参加者（Dさん）

別にそういうつもりは。

ファシリテータ

一緒ですね。ご意見ということですね。1つ目は多自然型工法について専門家の方、それから住民の方も入れてご検討いただきたいという意見と2つ目もご意見ですね。

101ページの「連続性の確保」、上から2行目ですが、今のDさんのご意見では「池田ダム、柿原堰等の魚道の」というふうなところの連続性について、第十堰も連続しているからそういったことが入らないかというふうなご意見です。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかは。こちらの方、どうぞ。

参加者（Eさん）

つるぎ町のEと申します。

このたび、こういうふうな会を開いていただきまして、吉野川水系整備ということで壮大な長い年月をかけて、今から30年をかけてこういう計画、整備をしていこうというふうなお話をきょうお聞きいたしまして、非常にいいことだなと。

しかしながらも私も60を過ぎておりますので、これが完成するというか、吉野川がきちり管理されるようになるころは、この世におらんのでないかなとっております。

そういう計画の中で新しい堤防をつくるとかそういうものは非常にいいんですが、今の現状で大水が出たときにどういうふうに対処していくかと。先ほどあった木を切るとかいろいろな方法があるんですが、そういうふうな面を全面的に推進をしていっていただい

た方が我々住民にとっては、一回一回の台風、大水のときに安心ができる状況であろうかとも思います。

それと、先ほどCさんがちょっとお話ししたんですが、川の管理、吉野川は国、それからの支流は県とかいろいろな方になっておると思うんですが、この計画について吉野川を完全に整備していくと、それに流れ込む支流の整備の方はどうなるんだろうかというふうな危惧をいたしております。そこら辺のところは県内で市町村と十分に連携プレーをとっていただけて、我々住民がこうなるとこうなるんだよというふうなお話を、もっと具体的にわかりやすく説明をしていただくというふうなことも今後取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

ファシリテータ

わかりました。Eさんの方は今はご質問ではなくてご意見でしょうかね。

参加者（Eさん）

ええ、意見です。

ファシリテータ

よろしいでしょうか。はい、続いてどうぞお願いいたします。こちらの方、今お手を挙げておられますのでお願いいたします。

参加者（Fさん）

私は東みよし町の中庄と申しますか、出身のFと申します。

私は先ほどの東みよし町のどなたかがご発言がありましたその関連と申しますか、もう少し具体的に徳島第1箇所というんですかね、附図の16の左下の方ですね。

ファシリテータ

そしたら、ちょっと準備いたします。皆さん、今ご指摘がございましたのがFさんの方からは附図の16ですね。

Fさん、もしよろしければちょっと前へおいでいただいて説明してもらってよろしいでしょうか。多分、そちらの方が正確になるかと思しますので。赤がありますから違う色でいきましょうか。緑のポインターで。どうぞ。

そのあたりですかね。どうぞご発言ください。

参加者（Fさん）

山口谷川ですね。これ、平成16年の16号台風と23号台風、その台風によって山口谷川

と近くにありますが山陰谷川、この2つが氾濫しまして、とにかく内水が相当氾濫しました。

それに加えて吉野川の本川のダムが放水が11,000m³/s でしたかね。これが逆流を実はしまして、大洪水といいますか、その辺が湖みたいになったわけですね。私ども福祉施設というのは、人命を預かっておる施設でございますし、そこら辺の具体的な対策を堤防をつくるのか、あるいは樋門をつくるのか、具体的にちょっとわかりませんし、それから山口谷川の川そのものの改修をどういうふうに具体的にやっていくのか、それと合わせて内水をどういうふうな排水の仕方するのか、そこら辺をちょっとお伺いしたいというように思います。

ファシリテータ

わかりました。Fさんの方からは今お示しの付近ですね、緑で囲われましたが、山口谷川、それともう一つ山陰谷川というようなことがありまして、ご質問ということですね。山口谷川の改修の方はどうでしょうかというふうなことで、それともう1点は今、緑のお示しの付近の内水の対策はどういうふうなことになるかというふうなことでございます。

ご質問でございますので、もし現段階でおわかりでしたらお答えください。はい、お願いいたします。

河川管理者

徳島河川国道事務所で工務第一課長をしております高橋と申します。先ほどのご質問につきましてご説明させていただきます。

附図の方の16ページを見ていただきますと、附図の左側の方の下側、南岸側になりますけれども、このあたりになるかと思います。この図面の方では現在、吉野川の堤防の位置というものをお示しをさせていただいております。現在、今お話がありました山口谷川あるいは山陰谷川につきましては、ここの距離標でいいますと、62kmあたりで吉野川に合流している河川でございます。ここにつきましては、内水対策等々も含めまして現在我が方で検討をしておるところではございます。

ただ、実はここにつきましては、先ほどご指摘がありました徳島県さんの管理範囲というところがございますけれども、今後徳島県さんとも調整をし、また計画等案ができましたらお示しをしたいというふうなことを考えております。

以上でございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。Fさん、現段階でのご意見をお聞きしていかがでしょうか。

参加者（Fさん）

具体的な排水対策というのは、まだこれから検討されるという話でしょうか。内水の排水。

ファシリテータ

排水対策はどうでしょうかというところですが。

河川管理者

ここの地区につきましては、吉野川の逆流あるいは山口谷川の内水対策ということもセットで考えなければならないというふうに考えております。そこも含めて現在検討しているところでございます。

ファシリテータ

はい、ありがとうございます。Fさん、一応検討していますということですので、よろしいでしょうか。

はい、どうぞお願いいたします。

参加者（Gさん）

美馬のGと申しますが。ちょっと初歩的なことをお伺いしますが、美馬のあたりで、私がこちらへ来て30年になるんですが、洪水のたびに聞く言葉は1つなんです。遊水地帯だからという説明をよく受けるんですが、その遊水地帯という言葉の意味をひとつ教えていただきたいということと、遊水地帯があることで何かよいことがあったのか、なかったのかというふうなことも合わせて、なぜ遊水地帯なのかという言葉の説明をひとつしていただきたいというのを。

それと2点目は意見として申し上げておきますが、今水辺の楽校の方等を少し取り組まさせていただきます。それで、今吉野川に遊びに来てくださいという運動を国交省さんもしておられると思うんですが、安全な吉野川というのは治水上安全なというふうによく言われるんですが、子供が遊びに行って安全な吉野川にするにはどのようなものをしていかねばならないかということは、これはちょっと大きな問題かなと思ったりするんですが、検討委員会のようなものも設けていただいて、上流、下流、中流、ラフティングとか上流域でやっておられますし、中流域も下流域もこれからどんどん取り組んでいかないといかん問題かなと思うので、できればそういう検討委員会のようなものを検討願っ

て、子供が安全に遊べる川にするのにはどうするかということを考えていただくことができればなと思います。この2点です。

ファシリテータ

ありがとうございました。2点目いただきました。1点目が質問、2点目のご意見でございます。

まず、ご質問については遊水地帯の言葉の意味ということと、遊水地帯そのものはいいことなのか、あるいは悪いことなのか、両方あるかもしれませんが、もしおわかりでしたらお願いをいたします。もしわからなければ、きょう無理かもしれませんが。

河川管理者

河川調査課長、赤澤でございます。よろしくお願いします。

遊水地帯というか遊水地という言葉があります。これは治水対策の1つのやり方でありまして、下流を守るために上流のところで水をあえてためて、そこで下流に行く水を減らすという意味であります。

しかし、ここが遊水地帯かというのと、そういうことではなくて、昭和40年以来ずっと堤防をつくってきております。確かにまだ無堤地区が残っておるわけではありますけれども、これからもつくっていきたいということで今回の素案の中に示しておるということでありますので、決して遊水地帯ということでは今のところ考えてないということになります。

ファシリテータ

どうぞ。

参加者（Gさん）

この堤防工事が始まって、要するに岩津から下流と岩津から上流で堤防工事は完全に分断されておるんですよ。岩津から下流は随分早く着工されました。上流についてはずっとほうったらかしになっておりました。その時点で多分遊水地であったんでないかという思いはあるんです。そして、堤防を少しずつ少しずつやっていきよるという話ではあるんですけれども、私自身が今まで聞いてきた言葉は遊水地という言葉でずっと説明されてきました。だから、美馬の人たちは水が入って当たり前やと思っております。だから、堤防ができて水が入らんようになったらありがたいのになというのはあると思いますが。

大きな意味でなぜこれを言いよるかと言いますと、上流の人はかなり長い間辛抱してきたのやということ。辛抱してきたのに、下流の人が上流の人に済まんかったなと一

言も言うたことがないということです。これはもうはっきりしとると思います。随分、犠牲になってきたのが犠牲でなくて、洪水が当たり前だという感覚でほうったらかしにされとった時代が随分あったんですよ。そのあったことをどうしてそうやって素直に認めてくれて、上流の人たちにもお世話になりましたと、我々の財産、命を守るためにご苦労をかけましたの一言が今までどこからも聞こえてこなかったというのは不思議なことやなと思っておるんですね。中流と下流、上流、これから一つになって連携して利用していく運動もしていかないといかんと思うんですが、そのときにそういうわだかまのり的なものが交流すればするほど見えてくるようになるという話なんですね。

ですから、それをいつの機会にでも結構ですから、中流の人たちにも、そういうふうなことでというふうなこともあったんだけど、これから仲ようしていきましょうという呼びかけはしていただければなとは思いますが。

ファシリテータ

ありがとうございました。最初、Gさんの方は質問と言いながら実は非常に深い堤防あるいはそれが折のお困りになっていたころの願いが入っていると思いました。

それから、後半はご意見ですね。子供たちの皆さんが安全に体験というのでしょうか、できるような検討委員会のようなものをつくられたらどうかというふうなことをご意見として言われました。

もう少し時間ございます。どうでしょうか。どうぞ。

参加者（Hさん）

美馬のHでございます。ちょっと1点、沼田の箇所がなぜできないかというのは、いつできるかちょっとお聞きしたい。

ファシリテータ

堤防ができないか。

参加者（Hさん）

はい。

ファシリテータ

ちょっと教えていただきたいんですが、今言われる沼田の箇所とは場所はどのあたりになりますでしょうか。附図か何かありましたら。

参加者（Hさん）

附図の15の中谷から美馬橋の区間なんです。

ファシリテータ

わかりました。正確を期すため前の方へおいでください。場所を確認します。

参加者（Hさん）

美馬橋から青石のこの間の堤防、それが1点。2つあるんですよ。

ファシリテータ

2つあるそうで、1つ目が今ちょっと図示した堤防の位置がどこかということで、図示されましたでしょうかね。附図の15の今緑色のところの堤防がいつごろできるでしょうかというふうなところ。

もう1点、先に。もう1点、お願いいたします。

参加者（Hさん）

附図の13で、小島橋から脇町大橋まで、この間に堤防の下側に河川敷があります。そこで牧草をつくっておるんですが、そこへいろいろ堆肥を積み込んで非常に景観も悪いし、堆肥をやることによって、いわゆる牛とかあんなんには特に食滞とかいろいろあるし、人間でもちょうど硝酸態窒素があることによって、特に糖尿病とか今言われておるやつが多く出てくるということで、こういうところに何か解約とか違約金のようなものをとれんものだろうかというような意見なんですけれども、そういうことをお伺いしたいと思います。

ファシリテータ

はい、わかりました。2ついただきました。1点目はご質問、2点目はご意見ということでよろしいでしょうかね。

まず1点目につきましては、先ほど図がありました附図の15のところの堤防ですが、この堤防がいつごろできますかというふうなご質問でございます。もしこれがおわかりになれば河川管理者の方で。いつごろというふうなことです。決まってないかもしれませんが。

どうぞお願いいたします。

河川管理者

副所長の山地でございます。先に結論から申し上げますと、いつからというのは今の時点ではまだ決まってございません。

今、ご承知のように加茂第一箇所とか芝生箇所とって進めているところがございます。今、進めているところは引き続き先にやらせていただいて、優先的にやっていきましてまず済ませたいと。

その後でどこの順番でやっていくかという部分については、その箇所箇所でするんな

事情があると思いますので、改めて検討したいというふうに思います。基本的には、やはり川の整備というのは下流の方からやっていくというのが一般的ではございますが、それにしましてもその箇所箇所では特別な事情があるという場合もございますので、そういうところも含めていつごろできるのかというのは、今後具体的に検討したいと思います。

ファシリテータ

Hさん、よろしいでしょうか。今から検討されるというふうなことでした。

参加者（Hさん）

はい、お願いします。

ファシリテータ

Hさんの2つ目はご意見でしたね。附図の13のところの河川敷のところ牧草地においていろいろ堆肥されているところがあるので、これを少し対応を考えてほしいということですね。はい、お伺いしました。

今5時になりました。時間が出ておりますので10分ほどちょっと延長させてください。あと10分間ぐらいでいきたいと思いますが、もうちょっとお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

参加者（Iさん）

先ほど質問しよったのと重複する点もあるんですけど。

ファシリテータ

恐れ入ります。お名前と住所と。

参加者（Iさん）

東みよし町のIといいます。

法線の話なんですけど、これは法線は素案で法線を出しておるんですけど、計画的にどれぐらい意義があるものかと。この法線は地域住民に説明会はいつごろするのかと。これは決定として説明会をするのか、先ほどおっしゃりよったように、少々ルートを変えるので住民説明会するのかという1点と。

先ほどつるぎ町の方がおっしゃりよったように堤外、堤外というのは吉野川の方かね。堤外の雑木の話なんですけど、先ほど聞いたらいろんなところに話を聞いたけどええ返答はもらえなんだということで、私も加茂第二堤防の地区の非常に広い、堤防はまだできておらんですけど、河川の木とか竹とか切りますよと事務所の方に連絡して、勝手に切って

もうたら弱ると、これはどうして勝手に切ったらいかんのか説明していただきたいのと、川の流れをよくするために水防林は一切うちの方でもいろとらんで、20年ぐらい前に自然に河川の方へ竹やぶが生えてきたんです。それもボランティアで半分ほど切って整理したんですけど、それも事務所の方へお伺いしたら切ったらいかんと。これはなぜ切ったらあかんのか、説明していただけますか。

ファシリテータ

今、Iさんの方から2つですね。1つは堤防法線の話、堤防の位置の話ですね。これが今先ほどのご意見では、今回素案でそれが決まっているのかどうかというふうなこと。それと地元住民の方への説明会の有無ですね。これが開かれるかどうか、これが1点。これは素案に関することですね。

もう1点は、どっちかと言うたら樹木のところで、むしろ素案というか管理の仕方かと思いますが、切ってはならない。

参加者（Iさん）

ちょっと今、私の聞き方が悪かったですけど、地元住民と地域の人と意見を交換しながら河川美化していきたいという言葉は何度も出とるんですけど、そこら辺を含めてお伺いしておるんです。

ファシリテータ

はい、わかりました。2点目は今後の素案について、河川樹木等々について地域の方々の意見交換ができるような場ができるかどうか、あるいは切ってはどうかの方の意向が入るかどうかというようなものが今後素案について入れられるかどうか、ということによるしいですね。

2つでございます。1つが堤防法線の話、2つ目が今後素案について、樹木について切る切らないの話の意見がどの辺まで聞けるような場ができるかというようなことかなと思いますが、もし現段階でお答えができるようであればお願いをしたいと思います、いかがでしょうか。

はい、お願いいたします。

河川管理者

徳島河川国道事務所赤澤でございます。前の方の質問についてお答えさせていただきます。

おおむねの法線については、こういう場でご意見を聞きながら検討しながら決めてい

きたいという形になります。実態、それは30年間にどこでどういう形でやるかと決めるのが整備計画なので、そういう形で詰めていきたいというふうに思います。具体的に堤防整備が行われる際には、当然設計と言いまして実際にその箇所の測量をして、そこに堤防をつくるとしたらこんな形というのを行います。その段階では地元説明会というのはさせていただきたく形になるかと思えます。

参加者（Iさん）

今のちょっと説明を聞いたんですけど、先ほど言いよったように、これ資料をきょういただいて持って帰ったら、この法線が先走りというか決定事項みたいに勘違いする人もおると思うので。それで私、ここへ来る前に、もしかルートがそれは決まってないんだったらいつごろ決まるのかとか、決まるとるんだったら提示していただけたらどうかという話を聞いてきておるんです。

だから、これを持って行ってこんななつととなったら、住民は大方の人がこのルートで決定かなという先走りみたいなんがあるので、これをどのように説明しておったらいいですかね。せっかくこれ、平成14年にとか下へただし書きみたいなんがあるわね。ここら辺はどのように帰って皆さんに説明したらええのか、ここだけでただ話が出て何にもできとらんというのだったら意味がないように思うんですけどね。そのきちんとした返事をくれますか。

ファシリテータ

今のご意見ですね。ちょうどこの堤防の法線について、先ほどお答えになったのは、こういった場で決めていきたいというふうなことですね。今、Iさんの方からはきちっと示してほしいということで、先ほど河川管理者のお答えとしてはまだきちっと決まってないということによろしいのでしょうかね。こういった場でということで。そこら辺をもしもう少し。

河川管理者

ちょっとできる範囲内でお答えしたいと思います。

ここで引いている線につきましては、一応先ほどご説明しましたように、岩津地点で16,600m³/sを流せるような川幅とか、あるいは河道の掘削を含めて考えたときに、この辺に堤防をつくったらいいという線をまず引いております。当然、現地にも何も印をつけておりませんので、ここだというのは現地では当然今は示せませんが、概略の位置として大体このあたりに堤防の位置が来るということを示しております。

おっしゃるように、ではこのどこなのという話については、これから具体的に堤防の設計をしていかなければ、堤防の幅とかそういうもので決まってしまうので、地盤の高さによっても堤防の高さが変わってきますし、堤防の高さが変わるということは広さが変わるということでございますので、そういった面とか先ほどこちらの方からご質問が出ましたように、いろいろそのほかに景観とか考慮すべき点はあると思います。

したがいまして、そういうものを具体的にご意見とかいただきながら、また実際に現地を調査して堤防の本当のといえますか、きちっとした位置を今後決めていくことになるかと思えます。

したがいまして、この線の位置については、おおむねこのあたりに堤防が来るというようなご理解をしていただければよろしいかと思えます。

ファシリテータ

おおむねということですね。

もう一つ、これは多分最後になるかもしれませんが、Iさんの2点目、堤外の雑木と申しました。堤外ですが、要は川の中のというふうな意味ですね。川の中に生えている樹木について刈ろうとしたらあかんと言われるので、そういったような地域の人たちの意見の場ができたかなというようなことでいいんでしょうか。

それはどうでしょうか、今後。

河川管理者

徳島河川国道事務所の河川環境課の大西といえます。よろしく申し上げます。ちょっと私の方から今のご質問に対してご説明をさせていただきたいと思えます。

先ほどの方もおっしゃってましたけど、今の河川内の樹木というのはいわゆる繁茂をかなりしていますので、確かに問題があるところもあります。それで、平成16、17年度で河道内樹木の検討委員会というのを実はやっています、この中で今後河道内に、要は川の中にある木についてどういう管理をしていくかということを実は検討いたしております。これについてまだ基本的な方針が示された段階ですので、今後どういうふうに関に具体的にやっていくのかというのを早い時期に決めたいと思っています。

その中で木が全面的に悪いということでもないし、またあったときには非常にそれが障害になるという2つの面を実は持っているものですから、そういったところを今後考えていながら、その場所場所でどういった処理の仕方がいいのかというのを早く詰めたというふうには思っております。そのときには、また地元たちにもご意見をお伺いしたい

なというふうに思っています。

以上です。

ファシリテータ

よろしいでしょうか。地元の方の意見ということでしたが。

参加者（Iさん）

はい、わかりました。実は、そう言うのはちょうど河川の国土交通省管理道というのがありまして、昔は川の水が非常にきれいであって、そこは雑草も草も余り生えてなかったんです。近年、河川の水が悪うなりまして草や木が生えて、昔だったら酪農とか薪に住民の人が全部とりよって何にもなかったんです。このごろは酪農にも何にもとらんで、どんどん大きくなって川の流れも悪く、防水林地はそれからまだ民家側にずっとあるんですね。その中、管理道から川の方のやつをボランティアで切ったり刈ったりしよってご相談かけたけどそういう具体的な返事だったんですけど、今後そういう委員会ができるのであればええ方向にやってほしいと思います。

ありがとうございました。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。皆さん、15分ほど時間が過ぎました。もしできたら、きょうはこのぐらいにさせていただきたいと思います。

きょう、冒頭のグラウンド・ルールにありましたように、ご発言と皆さんの中に、お手持ちにある意見用紙は同等に扱いますというようなことがあります。したがって、今日、足りない方はぜひご意見を書いていただきまして出していただければと思います。

前の方はきょう、ちょっとこれを振り返る時間は余りありませんが、ざっと見ますと青目のカードが皆さんのご意見でございます。特に特徴的な意見、全部は振り返りませんが、冒頭にご意見あったのが、この整備計画素案に関する手続の話がありました。ちょうどこういった検討の場を決めるときの公開性の話等々もありました。堤防の話、環境の話、多自然型の方、この辺ちょっと意見が多かったです。魚道の話。項目だけを追います。それからグラウンド・ルールについての話です。また堤防の話。河道の樹木の中の管理の話、これは最初にありました。特に最初的时候には、河道の樹木についても地域の方とのやりとりができるようなご意見がありました。それから遊水地帯の話。

ピンクが質問でございます。特に最後の方では法線の決定における地域の皆さんへの説明とか決定過程、現時点でこれは決まっているかどうかのご意見でございます。こちら

の方、支流に対するところですね。内水の件、これは具体的なお話も出ました。山口谷川の件だとか水辺の楽校等々がございます。

第1回目、こちらの方としては一応これでお開きにしたいと思いますが、もう一度、ぜひご意見カードをお書きください。こちらについては、主催者の方で回収させていただくカードは受付の方にございます。どうしても名前を書きにくいなという方は、前のコモンズ席までお持ちください。

河川管理者

済みません。ちょっと1点だけよろしいでしょうか。

済みません。最後になりましたけど、先ほど私がお話ししました中でちょっと誤解があったらいけませんので再度ご説明させていただきます。木を切っているのだけれども、場所が県の区間か直轄の区間かという話もありましたが、いずれにしましてもそういうご相談がございましたら、わからない場合は県にでも国にでもどちらに言ってきていただいても結構でございます。我々いつも連絡はとっておりますので、お近くの方にご連絡いただければ、私どももご連絡して対応したいと思いますので、その点よろしく願いいたします。

ファシリテータ

はい、ありがとうございました。一応、今回の意見を皆さんからご表明いただく時間はこれで閉じたいと思います。

私たちコモンズの方も一応立場としては中立、独立の立場で、限られた時間ですが、最大限の皆さんのご意見をいただくようなことで頑張ってまいりたいと思います。きょうはどうも進行の方でお世話になりました。

それでは、進行の方をコモンズの方から司会者の方へ返します。よろしく願いします。

司会

澤田さん、どうもありがとうございました。住民の皆様、本日は熱心なご意見、まことにありがとうございました。本日いただきましたご意見等は十分に尊重し、今後の吉野川水系河川整備計画にできる限り反映させてまいりたいと存じます。

また本日配布資料の中に先ほどからいろいろ出ております意見記入用紙を準備しておりますので、ご意見のある方はご記入後、意見改修箱にご投函ください。

それでは以上をもちまして「第1回吉野川流域住民の意見を聴く会」を閉会いたします。

本日はまことにありがとうございました。

〔午後 5時15分 閉会〕